

少量危険物審査基準

伊勢市消防本部

目 次

第1章	総則	
第1	目的	1
第2	凡例	1
第3	用語の定義	1
第2章	少量危険物の運用基準	
第4	数量の算定	3
第5	危険物の数量から除外されるもの	3
第6	少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	4
第7	屋外の少量危険物貯蔵取扱所	12
第8	屋内の少量危険物貯蔵取扱所	15
第9	タンクの基準（地下タンク及び移動タンクを除く。）	17
第10	地下タンクの基準	22
第11	移動タンクの基準	25
第12	危険物の適用除外及び基準の特例	30
第13	少量危険物の貯蔵及び取扱いの届出等	30
第14	別記	31
別記1	消火設備	31
別記2	不燃材料と耐火構造	32
別記3	同一の場所から除かれるもの	37
別記4	放電加工機の基準	40
別記5	消費設備の基準	41
別記6	標識、掲示板	42
別記7	電気設備の防爆構造	43
別記8	配管の材質	51
別記9	防食配管	52
別記10	移動タンクの固定例	54
別記11	特異な少量危険物貯蔵取扱所	59
第1	キュービクル式の危険物を取り扱う設備又はタンク	59
第2	部屋規制	60
第3	屋上規制	61
第4	設備規制	65
第5	ドライクリーニング規制	67
第6	少量危険物給油所	68
別記12	少量危険物運搬車両	70
別記13	少量危険物貯蔵及び取扱いの届出書類等	71
第3章	附則	
第15	附則	73

第1章 総則

第1 目的

この基準は、伊勢市火災予防条例（平成17年11月1日 条例第205号。以下「条例」という。）第4章の規定に基づき、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関し、必要な事項を定めることにより統一的な審査を図ることを目的とする。

第2 凡例

1 法令等の名称

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (3) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (4) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (5) 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (6) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (7) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (8) 「JIS」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

2 行政指導部分

この基準には、行政指導に該当するものも含まれており、当該部分に注意書(◆)を付した。

第3 用語の定義

1 一般用語

- (1) 「少量危険物」とは、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。
- (2) 「少量危険物貯蔵取扱所」とは、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (3) 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に定めるものをいう。[\(別記2\)](#)
- (4) 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に定めるものをいう。
- (5) 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に定めるものをいう。
- (6) 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に定めるものをいう。
- (7) 「屋外貯蔵」とは、屋外において少量危険物を貯蔵する場所をいう。
- (8) 「屋外取扱い」とは、屋外において少量危険物を取り扱う場所をいう。
- (9) 「屋外貯蔵取扱い」とは、屋外において少量危険物を貯蔵及び取り扱う場所をいう。
- (10) 「屋内貯蔵」とは、屋内において少量危険物を貯蔵する場所をいう。
- (11) 「屋内取扱い」とは、屋内において少量危険物を取り扱う場所をいう。
- (12) 「屋内貯蔵取扱い」とは、屋内において少量危険物を貯蔵及び取り扱う場所をいう。

2 位置、構造及び設備

- (1) 「同一の場所」とは、[別記3](#)に定めるものを除き、次の各号に掲げるものをいう。
 - ア 屋外においては、同一の敷地内とする。
 - イ 屋内においては、建築物ごととする。
 - ウ 地下タンクにおいては、次によること。
 - (ア) 同一のタンク室内に設置されている場合
 - (イ) 同一の基礎に設置されている場合
 - (ウ) 同一のふたで覆われている場合
- (2) 「危険物を取り扱う設備」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ア 吹付塗装用設備
 - イ 洗浄作業用設備
 - ウ 焼入れ作業用設備（焼入れ設備、放電加工機等）（別記4）
 - エ 消費設備（ボイラー、発電設備等）（別記5）
 - オ 油圧装置
 - カ 切削装置
 - キ 潤滑油循環装置
 - ク アからキに類する装置
- (3) 「危険物の流出を防止する措置」とは、次に掲げるすべてを設けたものをいう。
 - ア 溝又は囲い（溝は、幅及び深さ0.1m以上、囲いは、不燃材料で造った高さ0.15m以上のもの）
 - イ 床等を危険物が浸透しない構造とし、傾斜を付ける
 - ウ 貯留設備（0.3m角以上のためます又は3槽以上の油分離槽）
- (4) 「キュービクル式」とは、危険物を取り扱う設備又はタンクが、鋼板で造られた外箱に収納されている方式のものである。
- (5) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある」とは、引火点が40℃未満の危険物又は、引火点以上の温度状態若しくは噴霧状にある危険物を大気にさらす状態で貯蔵し又は取り扱う場合をいう。
- (6) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体」とは、引火点が70℃未満の液体をいう。
- (7) 「自動車等」とは、航空機、船舶、気動車その他動力源として危険物を消費するものをいう。

第2章 少量危険物の運用基準

第4 数量の算定

同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定は、次のとおりとする。

- (1) 貯蔵施設は、貯蔵する危険物の全量とすること。ただし、屋外において同一防油堤内で複数のタンクに貯蔵する場合は、1のタンクを1の貯蔵施設とし、危政令第5条第2項に定めるタンクの容量を当該貯蔵施設の貯蔵量とすること。
- (2) 取扱施設は、取り扱う危険物の全量とすること。ただし、次に掲げる場合はそれぞれによること。
 - ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定すること。
 - イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定すること。
 - ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とすること。
- (3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合は次によること。
 - ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大なる量とすること。(例：ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等)
 - イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とすること。
 - ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合は、貯蔵量又は1日の取扱量のいずれか大なる量とすること。

第5 危険物の数量から除外されるもの

次に掲げる機器、装置、車両等により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、少量危険物の規制の対象としないものとする。

- (1) 変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁の目的により油を内蔵しているもの。
- (2) 船舶、車両等の船体、車体に燃料タンクが装着されている状態により、展示又は保管されているもの。
- (3) 工作機器又は装置に組み込まれた合成樹脂製容器(カップ)等で潤滑等の目的により、10ℓ以下の油を収納しているもの。

第6 少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第 31 条の 2	(貯蔵及び取扱いの共通基準)
第 31 条の 2 第 1 項第 2 号	(危険物の廃棄方法)

- 1 「他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法」とは、下水、河川、土中等に投棄することなく、危険物の性質に応じ、焼却、中和又は希釈する等、他に人的又は物的損害を及ぼさない方法で処理することをいう。

第 31 条の 2 第 1 項第 3 号	(遮光、換気)
----------------------	---------

- 1 「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正な温度又は湿度を保つための措置をいい、遮光とは直射日光に限らず光をあてない措置、換気とは換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

第 31 条の 2 第 1 項第 4 号	(計器)
----------------------	------

- 1 「その他の計器」とは、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等をいう。

第 31 条の 2 第 1 項第 5 号	(危険性を増大させない措置)
----------------------	----------------

- 1 「異物」とは、石、ガラス、薬品、他の危険物及び危険物の貯蔵又は取扱いにおいて必要とされる物質を除いたすべての物質である。
- 2 「必要な措置」とは、危険物を取り扱う場合に必要に応じてふた等で覆うことである。

第 31 条の 2 第 1 項第 6 号	(危険物の除去)
----------------------	----------

- 1 「危険物を完全に除去」とは、タンク内及び配管内の危険物を抜き取り、乳化剤、中和剤等で洗浄することをいう。

第 31 条の 2 第 1 項第 7 号	(可燃性の液体) (可燃性の蒸気) (可燃性のガス) (可燃性の微粉) (火花を発する機械器具、工具、履物)
----------------------	--

- 1 「可燃性の液体」とは次のものをいう。
 - (1) 引火点 40℃未満の液体
 - (2) 引火点以上で貯蔵又は取り扱われている液体
- 2 「可燃性の蒸気」とは、引火点 40℃未満の物質又は引火点以上で貯蔵又は取り扱われている物質から発生する蒸気をいう。
- 3 「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等の可燃性のものをいう。

- 4 「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他の可燃性粉じん、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。
- 5 「火花を発する機械器具、工具、履物」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 機械器具
溶接、グラインダー等の作業に伴い必然的に火花を発するもの又は火花を発する電気機器等。ただし、電気機器のうち、引火防止の措置を講じてある防爆構造のものは含まない。
- (2) 工具、履物
ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発するもの。

第31条の2第1項第10号	(危険物の温度が局部的に上昇しない方法)
---------------	----------------------

- 1 「危険物の温度が局部的に上昇しない方法」とは、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法とする。
- (1) 直火を用いない方法であること。
- (2) 危険物を加熱し、又は乾燥するための機械器具等の熱源と被可燃物とを相対的に動かす方法であること。
- (3) 危険物を加熱し、又は乾燥するための機械器具等の被可燃物の温度分布に偏りを生じさせない方法であること。

第31条の2第1項第11号	(危険物を詰め替える場合の防火上安全な場所)
---------------	------------------------

- 1 「危険物を詰め替える場合の防火上安全な場所」とは、次に掲げるいずれかの場所とする。
- (1) 屋外であって、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所であること。
- (2) 屋内であって、不燃材料の隔壁で区画され、開口部に防火設備が設けられ、かつ、当該区画内に火源となるものが存在しない場所であること。

第31条の2第1項第12号	(防火上有効な隔壁で区画された場所等)
---------------	---------------------

- 1 「防火上有効な隔壁で区画された場所等」とは、次に掲げるいずれかの場所とする。
- (1) 屋外であって、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所であること。
- (2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の二方向以上の壁が開放されているか又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所であること。
- (3) 屋内であって、不燃材料の隔壁で区画され、開口部に防火設備が設けられ、かつ、当該区画内に火源となるものが存在しない場所であること。
- (4) 屋内であって、不燃性の塗装ブースを設け、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所であること。

第31条の2第1項第13号	(危険物が危険な温度に達しない方法)
---------------	--------------------

- 1 「危険物が危険な温度に達しない方法」とは、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法とする。
- (1) 油槽容量を十分にとる方法であること。
 - (2) 循環冷却装置を用いる方法であること。
 - (3) 攪拌装置を用いる方法であること。
 - (4) 冷却コイルを用いる方法であること。

第31条の2第1項第14号	(染色又は洗浄の作業)
---------------	-------------

- 1 染色又は洗浄の作業においては、可燃性蒸気が滞留するおそれがあるため、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、当該作業により生じる危険物に該当する廃液については、公共下水道等に流出させることのないよう、ためますを設置するなどの対策を講じること。

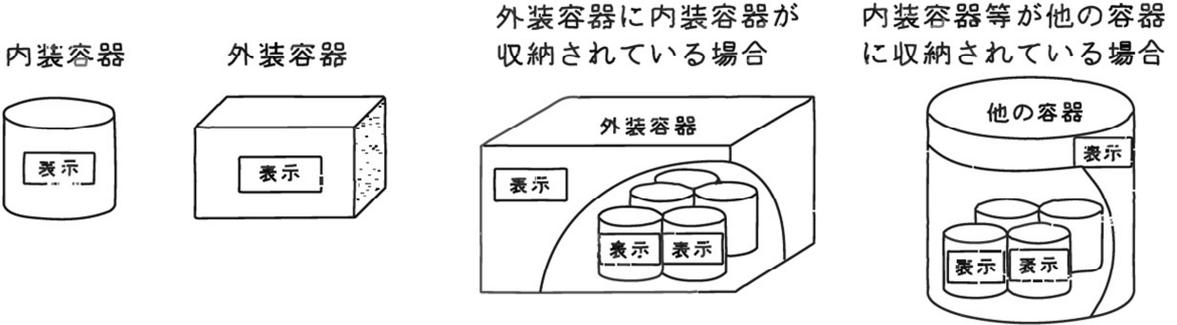
第31条の2第1項第15号	(バーナー)
---------------	--------

- 1 「バーナー」とは、消費設備のことをいう。
- 2 「バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。」とは、別記5に掲げる措置を講じることを行う。

第31条の2第1項第16号	(危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準)
---------------	---------------------------

- 1 「これと同等以上であると認められる容器」とは、次のものをいう。
- (1) 危告示第68条の2の2に掲げる容器
 - (2) 危告示第68条の3の3に定める容器
- 2 内装容器等の表示の方法については、次による。(図1)

(図1 表示例)



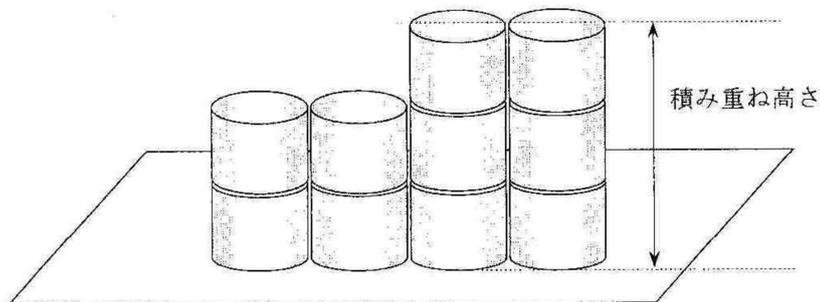
(図1 表示事項)

条文	収納し、又は詰め替える危険物及び内装容器等の最大容積	品名 危険等級 化学名 水溶性	危険物の数量	注意事項
危規則第39条の3第2項	・危規則別表第3、3の2、3の3及び3の4による。	要	要	要
危規則第39条の3第3項	・第一、二、四類(危険等級Iの危険物を除く。)の危険物 ・最大容積 500ml以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示
危規則第39条の3第4項	・第四類の化粧品(エアゾールを除く。) ・最大容積 150ml以下	不要	要	不要
	・第四類の化粧品(エアゾールを除く。) ・最大容積 150mlを超え 300 ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危規則第39条の3第5項	・第四類のエアゾール・最大容積 300ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危規則第39条の3第6項	・第四類の危険物のうち動植物油類 ・最大容積 2.2ℓ以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示

3 容器の積み重ね高さ (第1項第17号)

危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう (第2-2図)。

(第2-2図)



第31条の2	(貯蔵及び取扱いの共通基準)
第31条の2第2項	(位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準)
第31条の2第2項第1号	(標識及び掲示板)

1 標識及び掲示板は、次によること。(別記6)

- (1) 標識、掲示板は、少量危険物貯蔵取扱所に入出する者が容易に視認できる位置に設けるものとし、施設の実態により必要に応じて複数の場所に掲示すること。
- (2) 標識、掲示板の材質は、耐候性及び耐久性を有するものとし、屋内に設けるとときには、原則として難燃材料以上のものであること。
- (3) 標識及び掲示板は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板で、色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- (4) 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵又は取扱い最大数量を記載すること。なお、標識及び掲示板を1枚に記載することができる。
- (5) 自動車等に給油するための少量危険物貯蔵取扱所は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板で、地は黄赤色、文字を黒色とし、「給油中エンジン停止」と記載すること。
- (6) 堅固な強度を有する塀、壁及び防火設備等を標識、掲示のための板として共用することができる。
- (7) 貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて掲げる注意事項を表示した掲示板は、(表1)のとおりとする。
- (8) 移動タンクは、「危」と表示した標識を車両の前後の見やすい位置に設けること。

(表1)

類別	貯蔵又は取り扱う危険物	表示内容	掲示板の色
1類	・アルカリ金属の過酸化物 ・上記を含有するもの	禁水	地－青、文字－白
	・上記以外のもの	なし	
2類	・引火性固体	火気厳禁	地－赤、文字－白
	・上記以外のもの	火気注意	地－赤、文字－白
3類	・自然発火性物品	火気厳禁	地－赤、文字－白
	・禁水性物品	禁水	地－青、文字－白
4類	・すべて	火気厳禁	地－赤、文字－白
5類	・すべて	火気厳禁	地－赤、文字－白

第31条の2第2項第2号	(危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止)
--------------	---------------------

1 「危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、逆止弁、戻り管等を設けることをいう。

第31条の2第2項第4号	(危険物を加熱し、又は乾燥する設備の防火上安全な場所)
--------------	-----------------------------

1 「危険物を加熱し、又は乾燥する設備の防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画された場所をいう。

第 31 条の 2 第 2 項第 5 号	(安全装置)
----------------------	--------

1 「安全装置」とは、次に掲げるもの又はこれと同等以上の効果を有する構造であるものとする。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止する装置であること。
- (2) 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたものであること。
- (3) 警報装置で安全弁を使用したものであること。

第 31 条の 2 第 2 項第 6 号	(熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造)
----------------------	-----------------------------

1 「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気が噴出しないよう安全装置から配管などで冷却装置や予備タンクに導くような構造をいう。

第 31 条の 2 第 2 項第 7 号	(電気工作物に係る法令)
----------------------	--------------

1 「電気工作物に係る法令」については、[別記 7](#)によること。

第 31 条の 2 第 2 項第 8 号	(静電気を有効に除去する装置)
----------------------	-----------------

1 「静電気を有効に除去する装置」とは、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法とする。ただし、引火点が 70℃未満の可燃性液体又は可燃性微粉等の危険物を取り扱う場合に限る。

- (1) 接地による場合の接地抵抗値は、概ね 100Ω以下とし、接地線の太さは断線するおそれのない十分な太さのものを使用しなければならない。
- (2) 空気をイオン化する方法、湿度を増加させる方法等であること。ただし、危険物を取り扱う機械器具等の設備の実態に応じた適切な措置を講ずるものとする。

第 31 条の 2 第 2 項第 9 号	(配管)
----------------------	------

配管の運用上の基準は、次のとおりとする。

- 1 配管材料は、[別記 8](#)に掲げるものとする。ただし、第 6 類の危険物を取り扱う配管等、その性質により配管を腐食させるおそれのある場合で、周囲及び使用状況等により、硬質塩化ビニル管を使用することができる。
- 2 露出配管の支持物及び台座は、不燃材料のものとし、[表 2](#)に掲げる支持間隔を設けること。

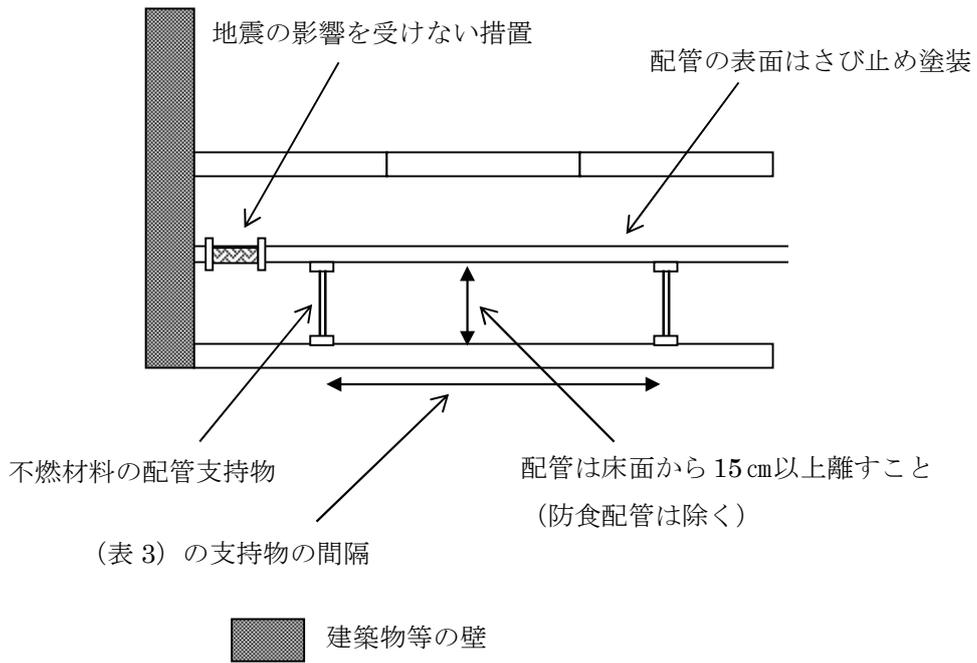
(表 2) 露出配管の支持間隔 (単位 : m)

呼び径 (A)		20 以下	25~40	50~80	100~150	200 以上
間隔	鋼管	1.8 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下
	銅管	1.0 以下	—	—	—	—

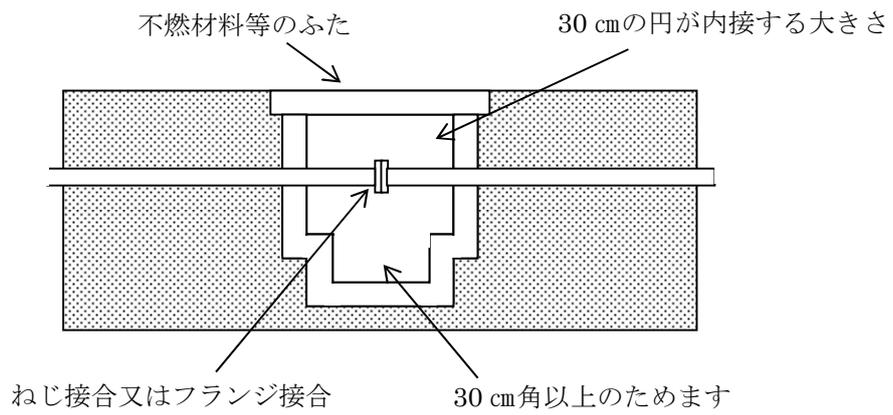
(国土交通省 機械工事共通仕様書より)

- 3 配管の接合は、溶接又はねじ接合若しくはフランジ接合のいずれかとする。
- 4 フランジは、常用の圧力に応じ、JIS B2220（鋼製管フランジ）、JPI-7S-15（石油工業用フランジ）、JPI-7S-65（フランジ及びバルブのP-Tレイティング）に適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものを用いること。
- 5 配管は、地震等により損傷を与えないように金属製の可とう管継手（フレキシブルメタルホース）等を設けること。（[図2](#)）
- 6 アに規定する水以外の不燃性の液体には、水系の不凍液等が該当し、不燃性の気体には窒素ガスが該当するものであること。
- 7 エに規定する外面の腐食を防止するための措置については、次によること。
 - (1) 地上に設ける配管の外面の腐食を防止する措置は、さび止め塗装によること。ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食のおそれの少ない配管にあってはさび止め塗装を要しない。また、配管は地盤面からおおむね15 cm以上離すこと。ただし、[別記9](#)に定める腐食を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。（[図2](#)）
 - (2) 地下に設ける配管外面の腐食を防止する措置は、は、[別記9](#)に定める塗覆装又はコーティングを行なうこと。ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、強化プラスチック製配管等の腐食するおそれがないものは塗覆装又はコーティングを要しない。なお、地下室内の架空配管及びピット内の配管（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのある場合を除く。）で容易に点検できる場合にあっては、地上に設置される配管とみなし前(1)によることができる。（[図2](#)）
当該配管を電氣的腐食のおそれのある場所に設置する場合は、電気防食により防食することが望ましい。
 - (3) 地下から地上にかけて設ける配管は、地盤面からおおむね20 cmまでの部分に前(2)に定める防食措置を講じること。
- 8 オに規定する点検することができる措置とは、ふたのあるコンクリート造等の箱をいい、その構造は次によること。（[図3](#)）
 - (1) 大きさは0.3m以上の円が内接することができるものであること。
 - (2) 深さは、点検が十分にできるものであること。
 - (3) 漏れた危険物が地下に浸透しない措置が講じられていること。
- 9 カに規定する地下配管の上部にかかる荷重からの保護とは、次のいずれかによること。ただし、車両等の荷重の影響を受けるおそれのない場合は除く。
 - (1) 配管の外面と地盤面との距離を0.6m以上離すもの。
 - (2) 鉄筋コンクリート製の防護物（厚さ150 mm以上とする。）又は防護構造物により保護するもの。

(図 2)



(図 3)



第7 屋外の少量危険物貯蔵取扱所

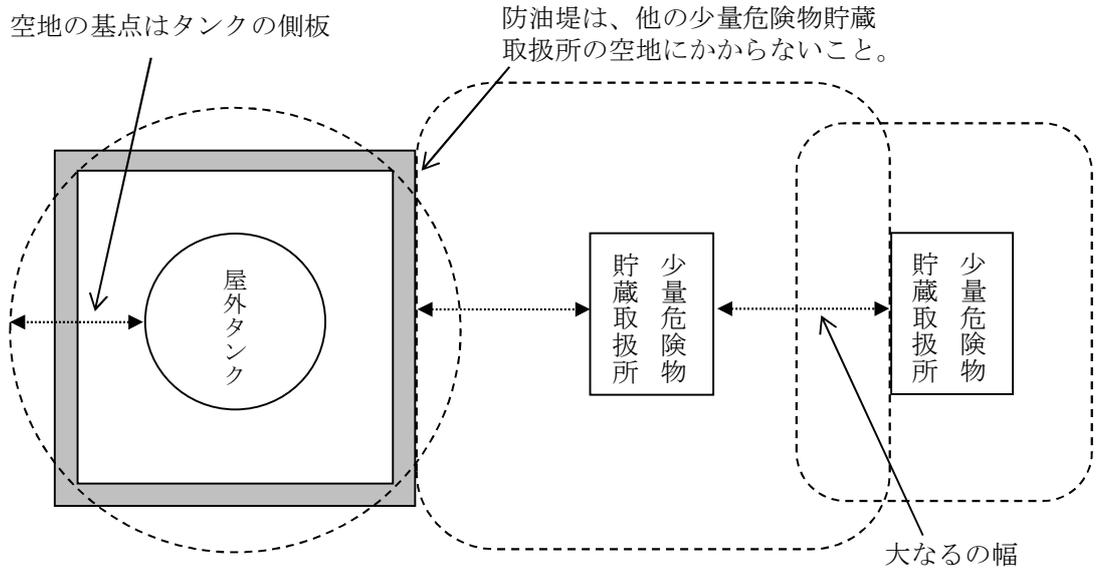
第 31 条の 3	(屋外の少量危険物貯蔵取扱所)
第 31 条の 3 第 2 項	(屋外における位置、構造及び設備の技術上の共通基準)
第 31 条の 3 第 2 項第 1 号	(貯蔵、取扱い場所の明示)

- 1 境界の明示は、当該少量危険物貯蔵取扱所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う範囲を明確にするもので、周囲の囲い、排水溝、さく、縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。ただし、雨水等により容易に消失するものは認められない。

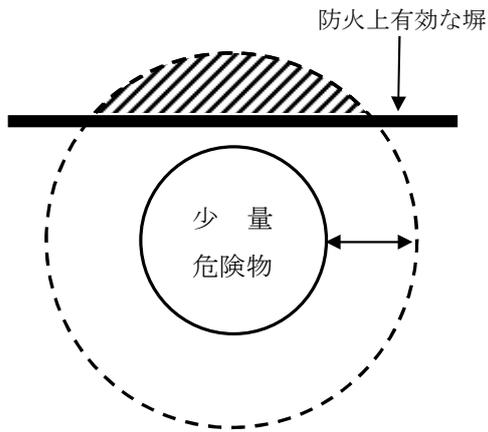
第 31 条の 3 第 2 項第 1 号	(空地)
----------------------	------

- 1 屋外の少量危険物貯蔵取扱所(移動タンクを除く。)の空地の幅は、次によること。
- (1) 危険物を取り扱う設備、装置等(危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物は除く。)を水平投影した外側(溝又は囲いがある場合は、溝又は囲いの外側。ただし、屋外タンクはタンクの側板。)からの距離をいうもので、空地の保有範囲は上空の空間部分にも及ぶものである。
 - (2) 少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設ける場合は、その相互間の空地はそれぞれがとるべき空地のうち大なるの幅を保有することをもって足りるものとする。(図 4)
 - (3) 外壁面から突出している建築物の屋根又はひさしの長さが 1m を超えるものについては、当該屋根又はひさしの先端を起算点とすること。
 - (4) 防火上有効な塀は、不燃材料で造られたものであり、かつ、災害が発生した場合に他にその被害を及ぼすことのないよう次に掲げる基準とすること。
 - ア 塀の高さは 1.5m 以上とし、少量危険物貯蔵取扱所の高さが 1.5m を超える場合は当該施設の高さ以上であること。
 - イ 塀を設ける場合は、塀が空地を保有できない部分を遮へいする範囲以上であり、かつ、塀で遮へいする部分以外は、同号の表に定める幅以上の空地を保有すること。
(図 5)
 - ウ 構造は、風圧及び地震動により容易に破損、倒壊しないものであること。
 - (5) 開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときの壁は、次に掲げる条件を満たすこと。
 - ア 壁の高さが、地盤面から少量危険物貯蔵取扱所が直面する階までの高さであるもの。なお、この場合、ひさし部分は当該壁と同等以上の防火性能を有していること。
(図 6)
 - イ 壁の幅は、空地が保有できない部分を遮へいする範囲以上であること。(図 7)

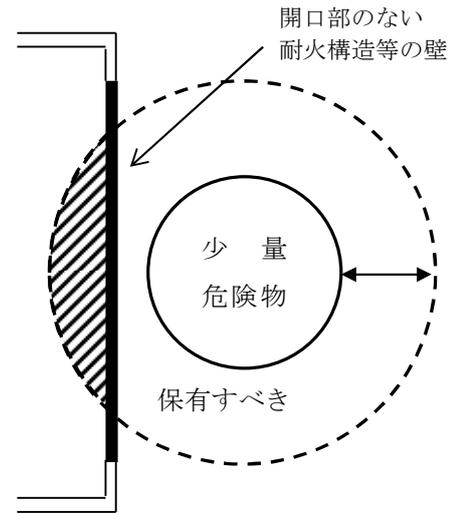
(図 4)



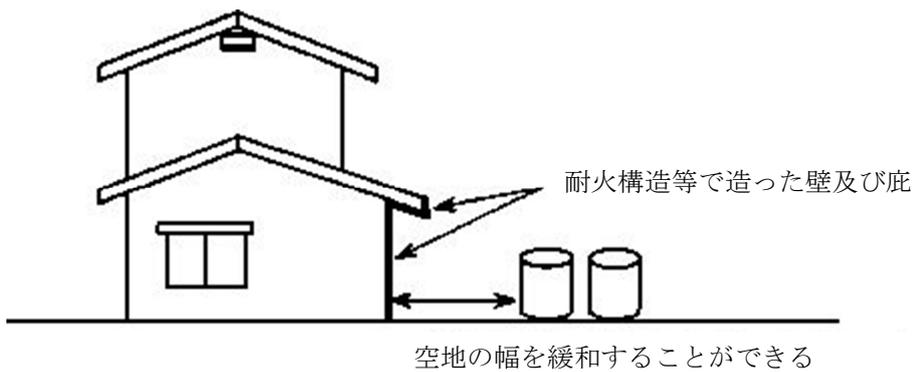
(図 5)



(図 7)



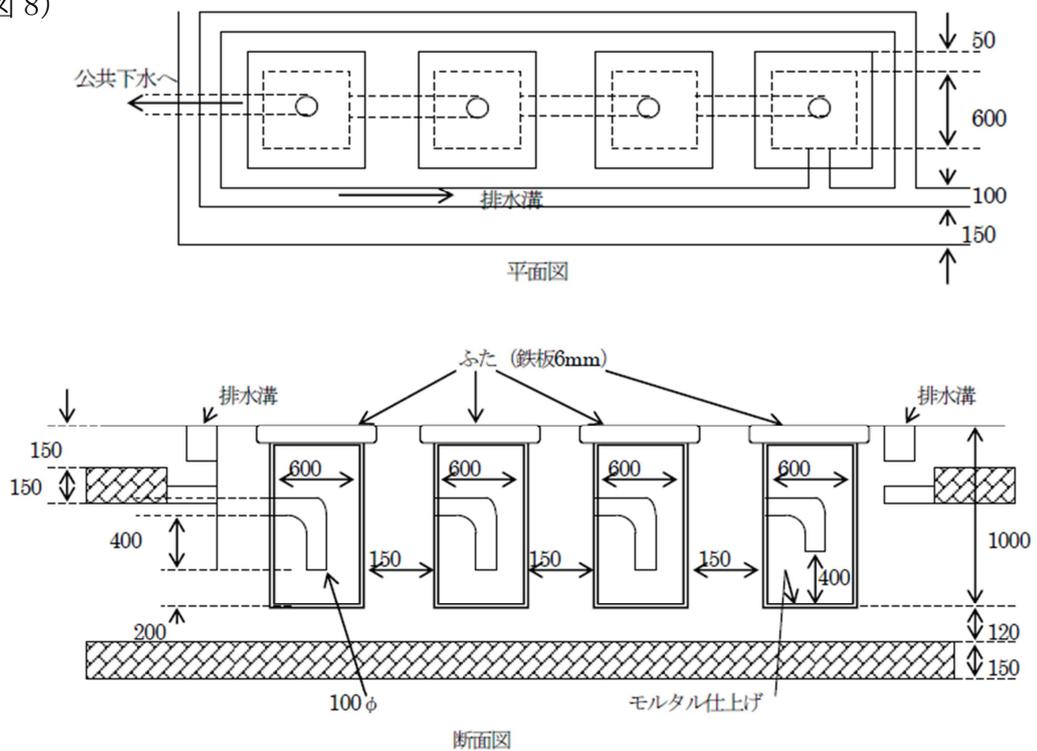
(図 6)



第 31 条の 3 第 2 項第 2 号	(危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置)
----------------------	----------------------------------

- 1 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」とは、次のとおりとする。なお、油分離装置を設置する場合は、(図 8) を例とし 3 層以上とすること。
- (1) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に幅及び深さが 0.1m 以上の溝を設ける場合
 - (2) 危険物を取り扱う設備の架台に不燃材料で造った高さ 0.15m 以上の有効なせき又は囲いを設ける場合
 - (3) 囲いの容量は、設備の内部にある最大容量又は、各設備における 1 時間の最大取扱量のいずれか大なる量を貯留できるものとする。
 - (4) キュービクル式のもので、キュービクル自体の敷居高等により流出防止が図られる構造の場合

(図 8)



注) 上記構造例は、水より比重が小さいものを使用されるものである。

- 2 危険物を取り扱う設備の側面と 1(1)及び(2)による溝又は囲いは、0.5m 以上の距離を有すること。

第 31 条の 3 第 2 項第 3 号	(架台)
----------------------	------

- 1 架台は、自重及び貯蔵する危険物の重量に対して十分な強度を有し、かつ地震動等により座屈、転倒を生じない構造とし、危険物を収納した容器が落下しないように鎖等で転落防止措置をすること。(平成 8 年 10 月 15 日消防危第 125 号通知 参照)。

第8 屋内の少量危険物貯蔵取扱所

第 31 条の 3 の 2	(屋内の少量危険物貯蔵取扱所) (屋内における位置、構造及び設備の技術上の共通基準)
第 31 条の 3 の 2 第 1 号	(壁、柱、床及び天井の構造)

- 1 壁等が木造の場合には、室の内部を不燃材料で被覆する必要があるものであること。
なお、配管等が壁を貫通する際、貫通部の周囲は不燃材等で埋め戻すよう指導すること。



第 31 条の 3 の 2 第 3 号	(危険物が施設外へ流出することを防止するための措置)
---------------------	----------------------------

- 1 「危険物が施設外へ流出することを防止するための措置」とは、次によること。
 - (1) 危険物が浸透しない構造とは、コンクリート、金属板等で造られたものであること。
 - (2) 適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けることとは、壁、せき、排水溝等と組み合わせ、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。
 - (3) 大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究室等は、当該室等から規制範囲外へ危険物の流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和することができるものであること。

第 31 条の 3 の 2 第 4 号	(架台)
---------------------	------

- 1 第 31 条の 3 第 2 項第 3 号のとおり。

第 31 条の 3 の 2 第 5 号	(採光、照明及び換気設備)
---------------------	---------------

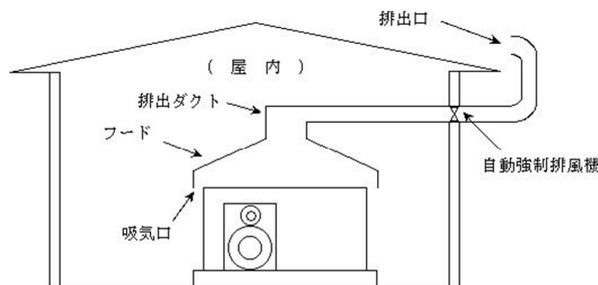
- 1 「危険物を貯蔵し、又は取り扱うのに必要な採光、照明及び換気の設備」とは、次によること。
 - (1) 採光は、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されている場合は設けないことができるものであること。
 - (2) 換気設備は、室内の空気を有効に置換し、温度、湿度を適正に保つことができるものとする。ただし、強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備の設置を緩和することができるものであること。
 - (3) 延焼のおそれのある外壁の部分にある換気口には、温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。
 - (4) 換気口には、40 メッシュ以上の銅又はステンレス製の網を張ったもの又はこれと同等以上の引火防止性能を有するものを設けること。

1 「可燃性蒸気等の排出設備」とは、次によること。

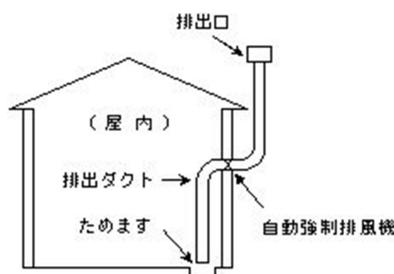
- (1) 「可燃性の蒸気」とは、引火点 40℃未満の物質又は引火点以上で貯蔵又は取り扱われている物質から発生する蒸気をいう。
- (2) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、引火点が 40℃未満の物質、引火点以上の温度にある物質又は可燃性微粉を、大気にさらす状態で貯蔵又は取り扱っているもの（吹付け、充てん、投入作業等を含む。）をいう。
- (3) 可燃性の微粉とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉、その他の可燃性粉じんを、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。
- (4) 高所に排出する設備とは、自動強制（電動式）のものをいう。
- (5) 排出口の先端は、軒高以上又は地上 4m以上の高さとし、建築物の窓等の開口部から水平距離で 2m以上及び火を使用する設備等から水平距離で 5m以上離れていること。
- (6) 延焼のおそれのある外壁の部分及び他の部分を区画する不燃材料で造った壁を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。
- (7) 排出設備は、自動強制排出設備の例及び強制排出設備の例により設けること。

(図 8-1) から (図 8-5)

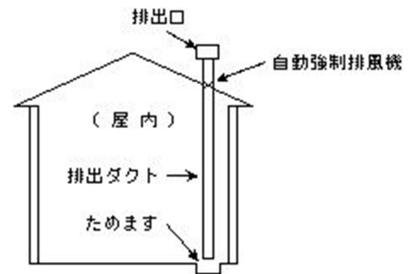
(図 8-1)



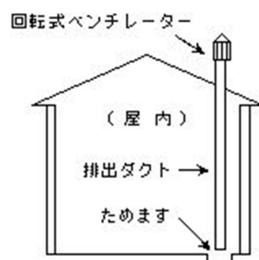
(図 8-2)



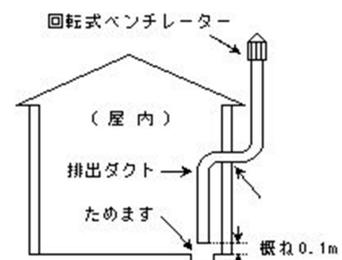
(図 8-3)



(図 8-4)



(図 8-5)



第9 タンクの基準（地下タンク及び移動タンクを除く。）

第31条の4第1項	(タンクの基準（地下タンク及び移動タンクを除く。))
第31条の4第2項	(タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準)
第31条の4第2項第1号	(材質)

タンク容量とは危政令第5条第2項に規定するタンクの容量をいう。

- 1 「鋼板と同等以上の機械的性質を有する材料」とは、鋼板（JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 SS400）と同等以上の機械的性質を有する材料のことであり、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。（表 2-2）

$$t = \frac{400}{\sigma} \times t_0$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

t₀：タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ（mm）

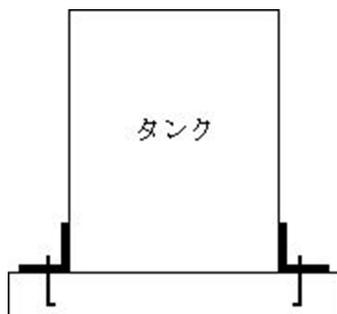
（表 2-2）

材質名	JIS記号	引張り強さ(N/mm ²)	容 量						
			40L以下	40Lを超え100L以下	100Lを超え250L以下	250Lを超え500L以下	500Lを超え1000L以下	1000Lを超え2000L以下	2000Lを超えるもの
一般圧延板	SS-400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステンレス鋼板	SUS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SUS316								
アルミニウム合金板	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5083 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
アルミニウム板	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

第31条の4第2項第2号	(タンクの固定方法)
--------------	------------

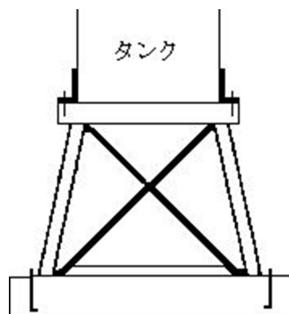
- 1 タンクの固定方法は、次によること。
- (1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。
 - (2) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震動時の振動等に十分耐えることができる構造とすること。
 - (3) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3m以下とすること。
 - (4) タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をボルト等で基礎又は架台に固定する方法は、(図 10-1)、(図 10-2) の例によること。

(図 10-1)



基礎上に固定する例

(図 10-2)



架台上に固定する例

第 31 条の 4 第 2 項第 3 号	(さび止めのための措置)
----------------------	--------------

- 1 「さび止めのための措置」とは、さび止め塗料等による塗装がされていることとする。

第 31 条の 4 第 2 項第 4 号	(安全装置) (通気管)
----------------------	-----------------

- 1 「安全装置」は、条例第 31 条の 2 第 2 項第 5 号の規定を準用する。
- 2 「通気管」の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 管の内径は、20 mm 以上とすること。
 - (2) 先端の位置は、次によること。
 - ア 屋外にタンクを設ける場合は、地上又は床上から 2m 以上の高さとする。
 - イ 屋内にタンクを設ける場合は、地上から 2m 以上又は軒高以上とすること。ただし、高引火点危険物を 100℃未満の温度で貯蔵し、又は取扱うタンクに設ける通気管にあっては、この限りでない。
 - ウ 建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から 1m 以上離れていること。
 - (3) 先端は、雨水の侵入を防ぐものとする。
 - (4) 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。
 - (5) 屋内にタンクを設ける場合（キュービクル式で屋内タンク扱いのものを含む。）は、通気管の先端は屋外に設けること。

第 31 条の 4 第 2 項第 5 号	(引火を防止するための措置)
----------------------	----------------

- 1 「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に 40 メッシュ以上の銅又はステンレス製の網を張ったもの又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法とする。ただし、高引火点危険物を 100℃未満の温度で貯蔵し、又は取扱うタンクに設ける通気管にあっては、この限りでない。

また、引火点が 40 度以上の危険物を貯蔵し、又は取扱うタンクについても同様の内容を指導すること。◆

第 31 条の 4 第 2 項第 6 号	(危険物の量を自動的に表示する装置)
----------------------	--------------------

- 1 「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、次に掲げるいずれかとする。
- (1) 蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置
 - (2) 電気、圧力作動方式又はアイソトープ利用方式による自動計量装置

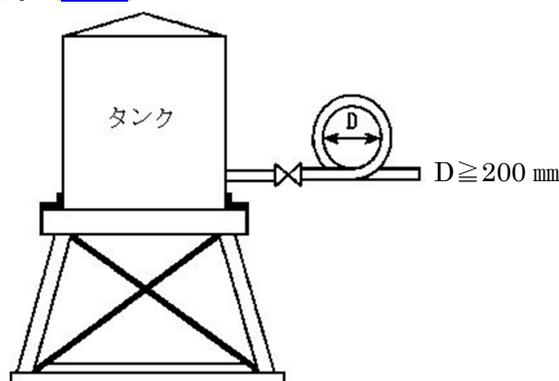
第 31 条の 4 第 2 項第 7 号	(注入口)
----------------------	-------

- 1 注入口の位置は、次に示すような火災予防上安全な場所に設けることとする。
- (1) 火気使用場所から十分な距離を有する場所であること。
 - (2) 原則として屋外に設けること。やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所であること。
 - (3) 可燃性蒸気等の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた場所であること。
 - (4) 注入口を危険物製造所等の注入口と併設する場合は、製造所等の注入口と明確に区別できるようにできる限り離して設けるとともに、注入口のふたに「少危」等の文字を表示すること。
 - (5) 注入口は、防油堤内又は直下に囲いを設けること。

第 31 条の 4 第 2 項第 9 号	(配管の耐震措置)
----------------------	-----------

- 1 配管の耐震措置は、配管結合部の直近に金属製の可とう管継手（フレキシブルメタルホース）が設けられていることをいう。ただし、配管が著しく細く可とう管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を内径 200 mm 以上のループ状の曲り配管とする等の措置を講ずること。（[図 11](#)）

(図 11)

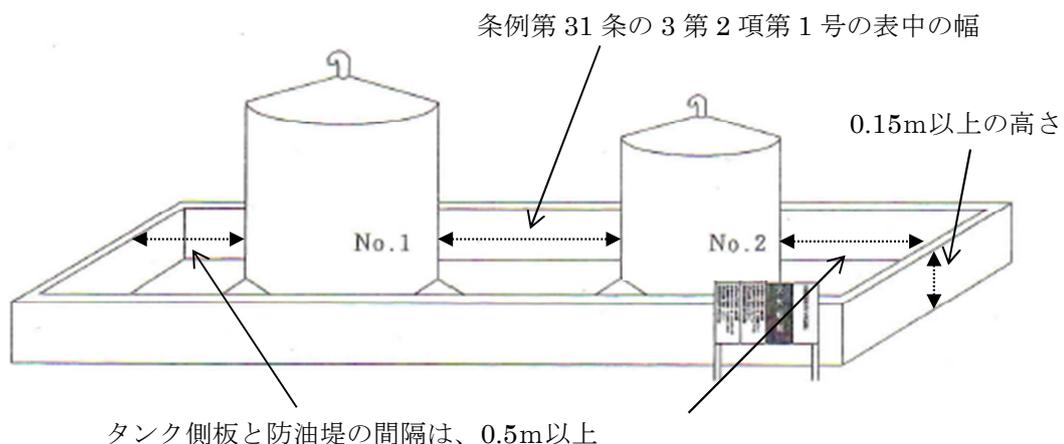


第 31 条の 4 第 2 項第 10 号	(流出を防止するための有効な措置) (防油堤、しきい、せき)
-----------------------	-----------------------------------

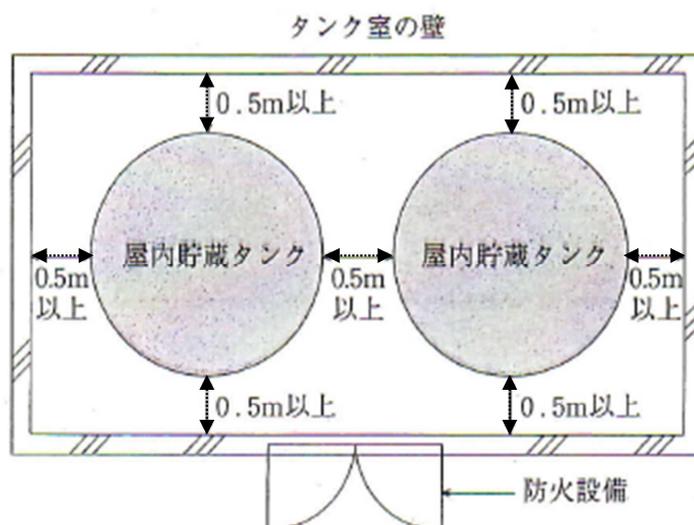
- 1 「流出を防止するための有効な措置」とは、屋外タンクの場合は防油堤、屋内タンクの場合はしきい又はせき（以下、「防油堤等」という。）のことであり、基準は次のとおりとする。
- (図 12-1) から (図 12-3)
- (1) 防油堤等は、コンクリートのほか、鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造のもので、亀裂、損傷等により危険物が地中等に浸透しない構造とし、タンクの周囲に設けられていること。

- (2) 屋外の防油堤の高さは0.15m以上とし、屋内の防油堤又はしきい若しくはせきの高さは0.2m以上とすること。
- (3) 防油堤等（屋内タンクの場合は壁等も含む。）とタンクの側板は、次に定める間隔を保つこと。
 - ア 防油堤は、タンクの側板から0.5m以上の間隔を保つこと。
 - イ しきい又はせきは、タンクの側板から0.5m以上の間隔を保つこと
- (4) 防油堤等の容量は、タンクの容量(1の防油堤等に2以上のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの容量)以上を収容できること。
- (5) 防油堤に水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とすること。
- (6) 防火上有効な扉又は開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該扉又は壁をもって防油堤等に代えることができる。
- (7) ポンプ設備は、原則として流出どめの外に設けること。
ただし、流出どめの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない。

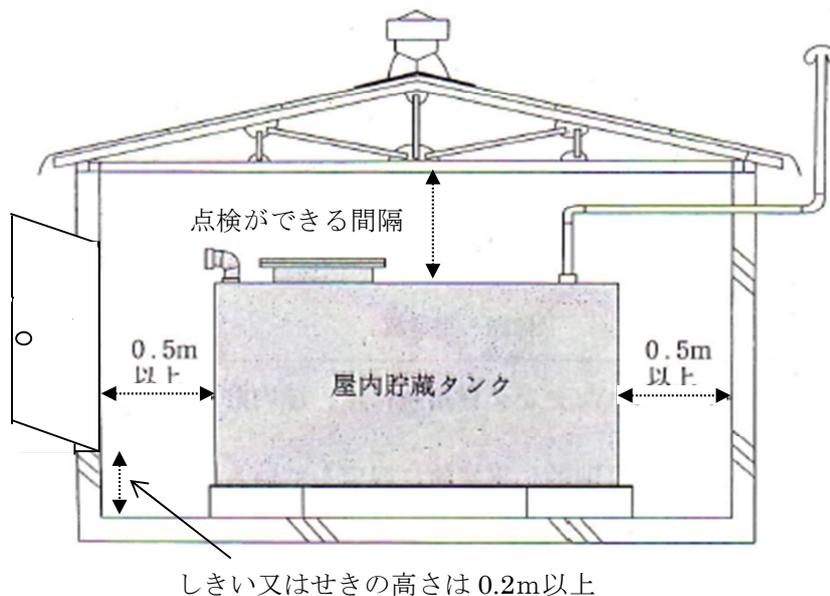
(図 12-1) 防油堤等の容量は、タンクの容量以上(1の防油堤等に2以上のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの容量)



(図 12-2)



(図 12-3)



第31条の4第2項第11号	(底板の外面の腐食を防止するための措置)
---------------	----------------------

- 1 「底板の外面の腐食を防止するための措置」とは、次に掲げるいずれかに該当するものとする。
- (1) タンクの底板の下に、タンクの底板の腐食を有効に防止できるようにアスファルトサンド等（厚み 50 mm以上）の防食材料を敷くこと。
 - (2) タンクの底板に電気防食の措置を講ずること。
 - (3) 前(1)、(2)に掲げるものと同様以上の底板の腐食を防止することができる措置を講ずること。

第10 地下タンクの基準

第31条の5	(地下タンクの基準)
第31条の5第2項	(地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準)
第31条の5第2項第1号	(タンク室)

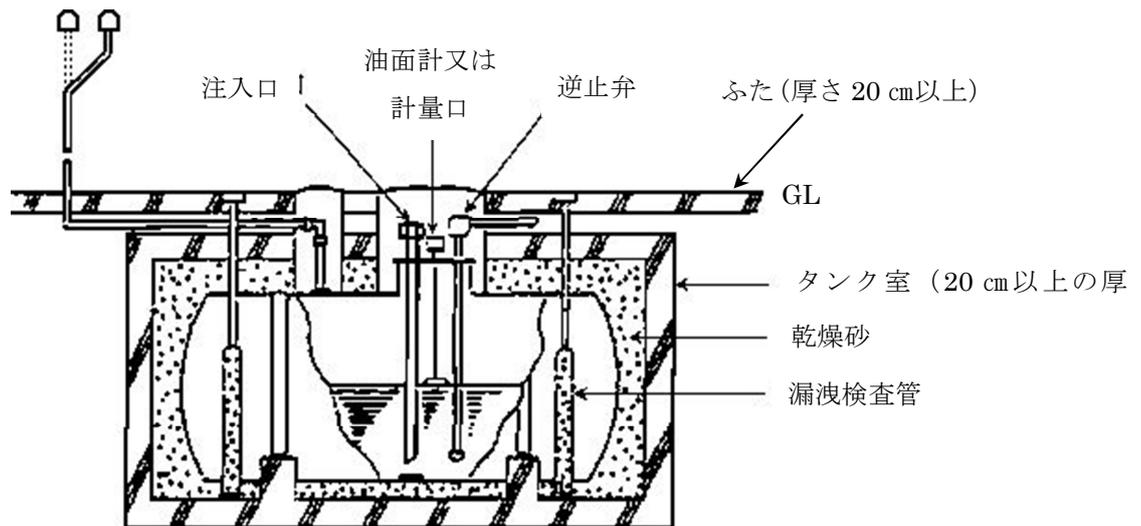
- 1 「コンクリート造等のタンク室」とは、コンクリート造にあつては、厚さ20 cm以上又はこれと同等以上の鉄筋コンクリートで造り、タンク室に乾燥砂を充てんしたものとす。

(図13-1)

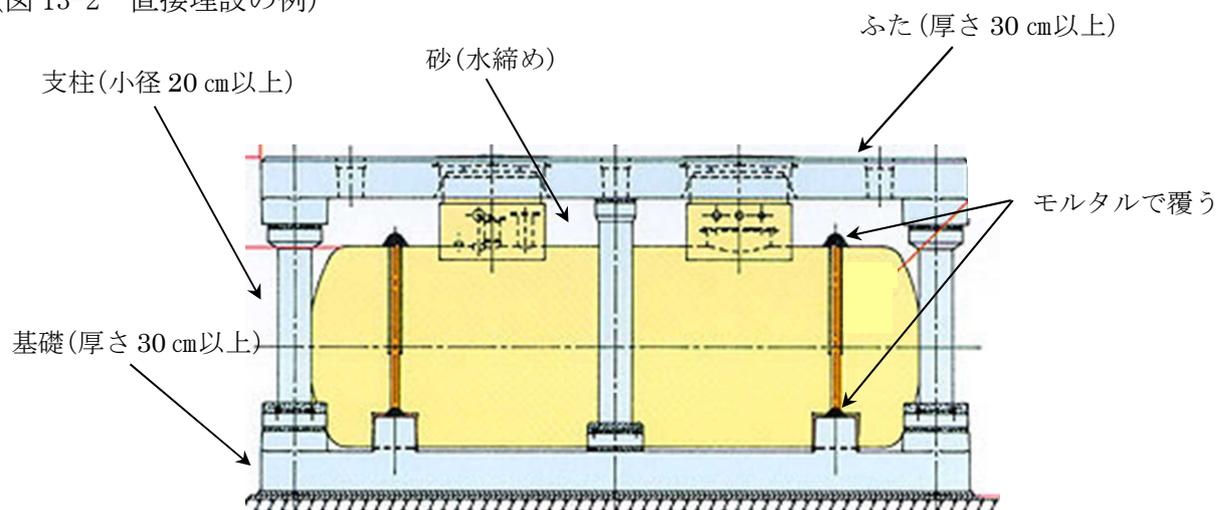
- 2 ただし書きに規定するタンク室を省略する場合は、次のとおりとする。(図13-2)

- (1) ふたの構造は、コンクリート造にあつては、厚さ0.3m以上又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造とすること。
- (2) 支柱の構造は、小径が0.2m以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものを4本以上設けること。
- (3) 基礎の構造は、前(1)の規定を準用する。

(図13-1 タンク室の例)



(図13-2 直接埋設の例)



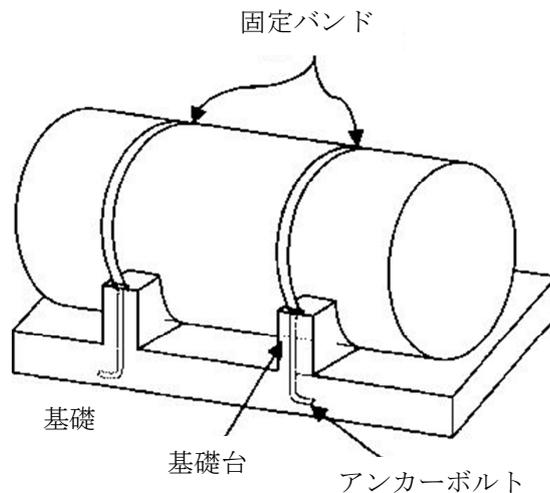
第 31 条の 5 第 2 項第 2 号	(ふたの構造)
----------------------	---------

- 1 ふたの構造は、厚さ 0.2m 以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。

第 31 条の 5 第 2 項第 3 号	(タンクの固定方法)
----------------------	------------

- 1 「堅固な基礎の上に固定」とは、タンクが直接基礎に固定されることなく、締付バンド及びボルト等により間接的に固定されている方法とすること。なお、ボルト部分は、モルタル等で覆うこと。(図 13)

(図 14)



第 31 条の 5 第 2 項第 4 号	(タンクの板厚)
----------------------	----------

- 1 「これと同等以上の強度を有する金属板」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とすること。

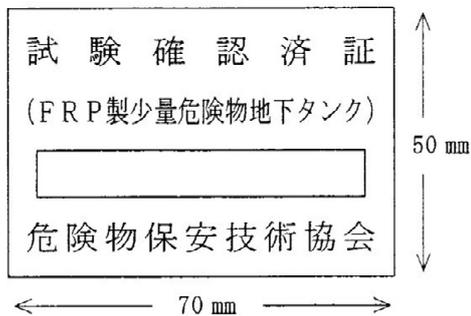
$$t = \frac{400}{\sigma} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- 2 なお、危険物保安技術協会の認定品は、「これと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック (以下「FRP」という。)」として扱って支障ない。

(試験確認済証)



備考

1. 試験確認済証の材質は金属板とし、厚さは0.2mmとする。
2. 試験確認済証の地は青色とし、文字、整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

第31条の5第2項第5号	(危険物の量を自動的に表示する装置) (計量口) (損傷を防止するための措置)
--------------	---

- 1 「危険物の量を自動的に表示する装置」は、条例第31条の4第2項第6号の規定を準用する。
- 2 「計量口」とは、計量棒で計量する装置とする。
- 3 「損傷を防止するための措置」とは、計量棒が当たる部分にタンク本体と同じ材質で同じ板厚の保護板を当てる方法等とする。

第31条の5第2項第7号	(危険物の漏れを検知する設備)
--------------	-----------------

- 1 タンク又はタンクに接続する配管等からの危険物の漏えいの有無を調べるための設備について定めたもので、危険物の漏れを検知するための管（以下「検知管」という。）の材質、構造等については次のとおりとする。
 - (1) 材質は、金属又は硬質塩化ビニルとすること。
 - (2) 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。
 - (3) 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。
 - (4) 上端部は、水が浸入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際、容易に開放できるものとする。

第11 移動タンクの基準

第 31 条の 6	(移動タンクの基準)
第 31 条の 6 第 1 項	(移動タンクの技術上の基準)
第 31 条の 6 第 1 項第 1 号	(注入ホースの構造)

- 1 移動タンクの注入ホースの構造は、緊結の方法はねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等とする。また、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズルとする場合は、手動開閉装置を開放の状態に固定できないものとする。

第 31 条の 6 第 1 項第 2 号	(注油速度)
----------------------	--------

- 1 「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、600/分以下とする。ただし、車両に固定されたタンクに、その上部から注油する場合は 1800/分以下とすることができる。

第 31 条の 6 第 1 項第 3 号	(接地導線)
----------------------	--------

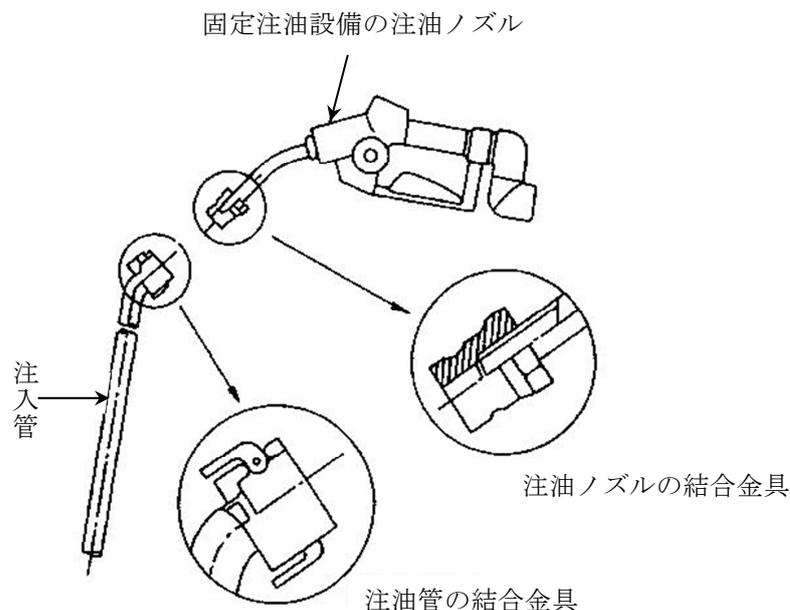
- 1 第 3 号の規定は、移動タンクに設ける接地導線について定めたもので、その構造等については、次のとおりとする。

- (1) 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同程度の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。
- (2) 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

第 31 条の 6 第 1 項第 4 号	(危険物を注入する際の静電気による事故防止)
----------------------	------------------------

- 1 第 4 号の規定は、タンクに危険物を注入する際の静電気による事故防止について定めたもので、注入管は (図 15) の例による。

(図 15)



第 31 条の 6	(移動タンクの基準)
第 31 条の 6 第 2 項	(移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準)
第 31 条の 6 第 2 項第 1 号	(常置場所)

1 「火災予防上安全な場所」とは、火気使用場所等から十分に離れた場所とし、仮に移動タンクから危険物が流出しても容易に火気に触れない位置又は火気のある場所と区画した場所をいう。

なお、当該常置場所に常置する際には、タンク内から危険物を排出しておくよう指導すること。◆

第 31 条の 6 第 2 項第 2 号	(材質)
----------------------	------

1 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。ただし、最小板厚は、2.8 mm以上とする。(表 3 参照)

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)
A : 使用する金属板の伸び (%)

(表 3) 鋼板以外の金属を用いる場合の板厚の例

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス 鋼板	SUS304	520	40	2.37	2.8
	SUS304L	480	40	2.43	2.8
	SUS316	520	40	2.37	2.8
	SUS316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム 合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用 圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

※一般構造用圧延鋼材 (SS400) 及び表に掲げる以外の材料を使用する場合は、引張強さ、伸び等についての試験結果証明書により確認すること。

第 31 条の 6 第 2 項第 3 号 (タンクの固定方法)

- 1 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等とする。
- 2 タンクをシャーシフレーム等に U ボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、U ボルト以外の固定とすることができる。
- 3 タンクの固定例は、別記 10 によること。

第 31 条の 6 第 2 項第 4 号 (安全装置)

- 1 安全装置は、直射日光等による温度上昇に伴うタンクの内圧の上昇防止又は危険物の吐出作業時における大気圧との均衡保持等のため、各槽ごとにタンクの頂部に設けるもので、安全装置の作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定しなければならない。

第 31 条の 6 第 2 項第 5 号 (間仕切)

- 1 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、同条第 2 項第 2 号に規定するタンク本体の例による。

第 31 条の 6 第 2 項第 6 号 (防波板)

- 1 防波板は、(図 16) の例によりタンクの移動方向と平行に横揺れ防止のために設け、一箇所設ける防波板の面積は、危規則第 24 条の 2 の 9 の規定を準用する。
- 2 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。(表 3-2 参照)

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

(図 16)

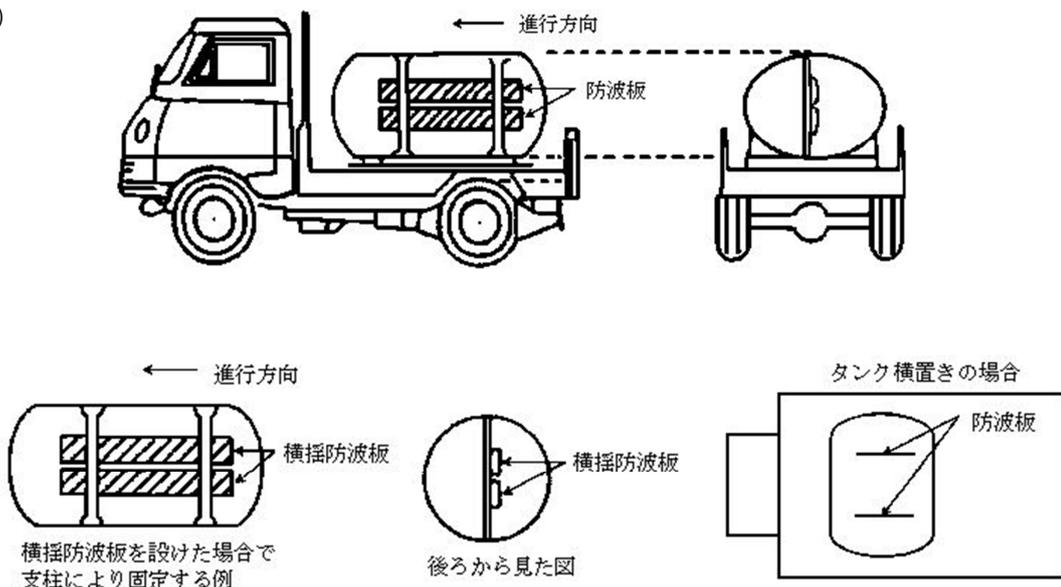


表 3-2

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.16	1.2
	SUS 316	520	1.16	1.2
	SUS 304L	480	1.20	1.2
	SUS 316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

第 31 条の 6 第 2 項第 7 号	(マンホール) (注入口のふた)
----------------------	---------------------

- 1 マンホール及び注入口のふたについて、タンク本体の板厚以上とすることを定めたものである。

第 31 条の 6 第 2 項第 8 号	(防護柵)
----------------------	-------

- 1 防護柵の構造等は、次のとおりとする。
- (1) 防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置の高さ以上とする。
 - (2) 防護柵は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とする。(図 17)
 - (3) 防護柵は、厚さ 2.3 mm 以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で作る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする。(表 3-3 参照)

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

(図 17)



表 3-3

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.66	1.7
	SUS 316	520	1.66	1.7
	SUS 304L	480	1.73	1.8
	SUS 316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

第 31 条の 6 第 2 項第 9 号	(排出口)
----------------------	-------

1 タンクの下部に排出口を設ける場合は、緊急時に危険物の吐出を容易に閉鎖することのできる弁等を設けるよう定めたもので、その構造等は次のとおりとする。

(1) 弁等を操作するための緊急閉鎖弁(レバー等)は、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものであること。

(2) 緊急閉鎖弁(レバー等)を示す文字(「緊急レバー」等)は、容易に識別できる大きさ及び色で見易い位置に表示すること。

第 31 条の 6 第 2 項第 11 号	(防爆構造)
-----------------------	--------

1 タンク及び附属装置の電気設備を可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合には、当該設備が火源となって火災が発生することを防止するため、可燃性蒸気が引火しない構造(防爆性能を有する構造)とすることを定めたものであり、[別記 7](#)によること。

第12 危険物の適用除外及び基準の特例

第 31 条の 9	(危険物の適用除外)
-----------	------------

- 1 動植物油類が指定可燃物のうち可燃性液体類として規制することを定めているものである。

第 34 条の 3	(基準の特例)
-----------	---------

- 1 基準の特例は、予期しない貯蔵及び取扱い状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなるが、特例基準の適用の前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、また、その運用にあたっては、客観的な運用に努める必要がある。

第 13 少量危険物の貯蔵及び取扱いの届出等

第 46 条	(少量危険物の貯蔵及び取扱いの届出等)
--------	---------------------

第 46 条第 1 項	(貯蔵又は取扱いの届出)
-------------	--------------

- 1 「個人の住居」とは、現に人が居住している住宅をいうものであり、農業、漁業等を生業として貯蔵又は取り扱う場合は該当しない。
- 2 個人の住居での貯蔵又は取扱いの届出は、指定数量の 2 分の 1 以上からであるが、指定数量の 2 分の 1 未満であっても指定数量の 5 分の 1 以上を貯蔵し又は取り扱うのであれば、条例第 30 条から第 32 条の基準に適合させなければならない。

第 46 条第 2 項	(廃止の届出)
-------------	---------

- 1 少量危険物の貯蔵又は取扱いの廃止は、廃止しようとする少量危険物貯蔵取扱所の危険物が完全に除去されたのを確認した後に受理するものとする。

第 47 条	(タンクの水張検査等)
--------	-------------

- 1 タンクの水張検査等は、タンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により検査をするものであり、検査を受ける義務ではない。

第14 別記

別記1	(消火設備)
-----	--------

- 少量危険物貯蔵取扱所（移動タンクは除く）の消火設備は、次のとおりとする。
 - 法第17条第1項の規定の適用を受ける少量危険物貯蔵取扱所は、当該規定に基づいた消火設備及び[危政令別表第5](#)に掲げる対象物の区分のうち、その消火に適応する第5種の消火設備（10型又は20型消火器）を設けること。
 - 法第17条第1項の規定の適用を受けない少量危険物貯蔵取扱所は、危政令別表第5に掲げる対象物の区分のうち、その消火に適応する第5種の消火設備（10型又は20型消火器）を設けること。
- 移動タンクの消火設備は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1本以上設けること。

(危政令 別表第5 抜粋)

消火設備の区分		対象物の区分											
		建築物 その他 の 工作 物	電 気 設 備	第1類の危険物			第2類の危険物		第3類の危険物		第4類 の 危 険 物	第5類 の 危 険 物	第6類 の 危 険 物
				これ を 含 有 す る も の	アルカリ金属の過酸化物又は その他の第1類の危険物	鉄粉・金属粉若しくはマグネシウム又は これらのいずれかを含有するもの	引 火 性 固 体	その他の第2類の危険物	禁 水 性 物 品	その他の第3類の危険物			
第4種 又 は 第5種	棒状の水を放射する消火器	○			○		○	○		○		○	○
	霧状の水を放射する消火器	○	○		○		○	○		○		○	○
	棒状の強化液を放射する器	○			○		○	○		○		○	○
	霧状の強化液を放射する器	○	○		○		○	○		○	○	○	○
	泡を放射する消火器	○			○		○	○		○	○	○	○
	二酸化炭素を放射する消火器		○					○			○		
	ハロゲン化物を放射する器		○					○			○		
消火粉末を放射する消火器	りん酸塩類等を使用するもの	○	○		○		○	○			○		○
	炭酸水素塩類等を使用するもの		○	○		○	○		○		○		
	その他のもの				○		○		○				

- 印は、対象物の区分の欄に掲げる建築物その他の工作物、電気設備及び第1類から第6類の危険物に、当該各項に掲げる第1種から第5種までの消火設備がそれぞれ適応するものであることを示す。
- 消火器は、第4種の消火設備については大型のものをいい、第5種の消火設備については小型のものをいう。
- りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。
- 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。

別記 2	(不燃材料と耐火構造)
------	-------------

1 不燃材料については、下記によること。

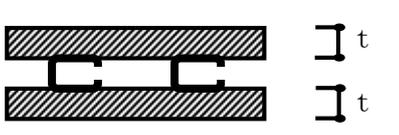
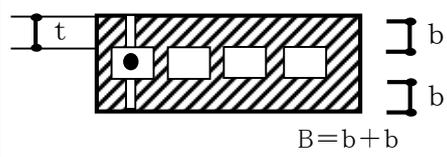
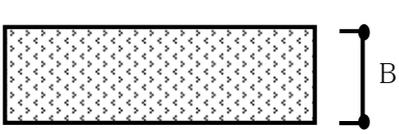
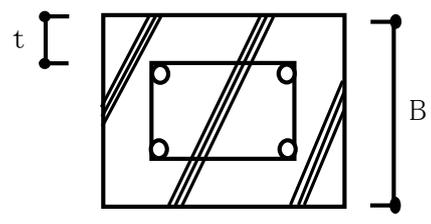
- (1) 鉄板は不燃材料に含まれる。
- (2) 不燃材料でないパイプに鉄板を被覆したのみでは、不燃材料とはならない。
- (3) 亜鉛鉄板は鉄鋼に含まれる。
- (4) 木毛セメント板 25 mmの両面にフレキシブルシートを 3 mm張った合計 31 mmのサンドイッチパネルは少量危険物貯蔵取扱所の壁体で使用できる。
- (5) 厚さ 4 mmの石綿セメント板と 18 mmの木毛セメント板を張り合わせたものは、不燃材と同等以上と認める。
- (6) 材質が商品名で記入され、不燃材料又は耐火構造として判断しがたいものは、国土交通省の認定番号を記載すること。

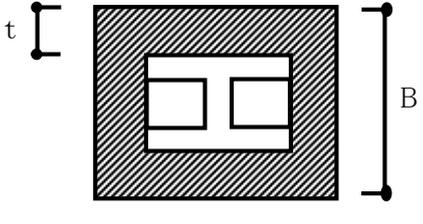
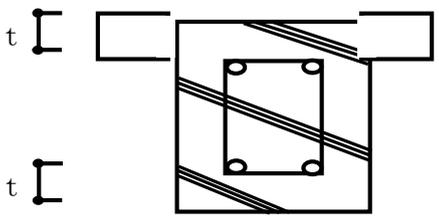
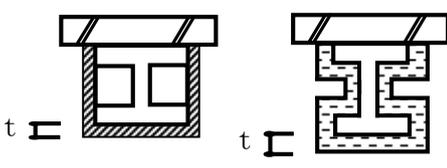
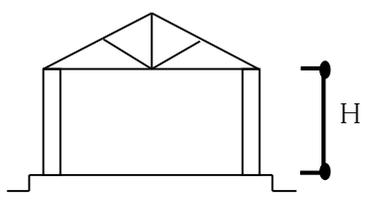
2 耐火構造については、(表 4) (表 5) によること。

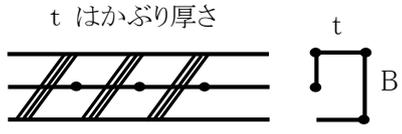
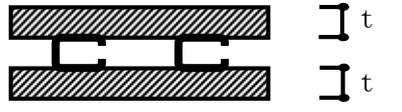
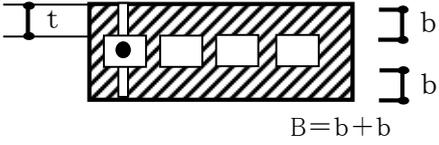
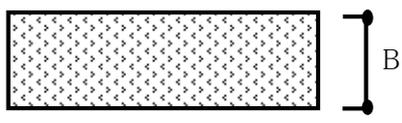
(表 4)

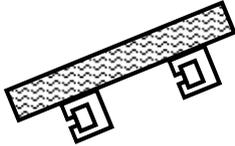
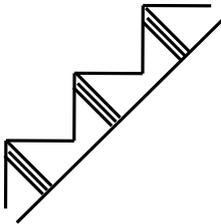
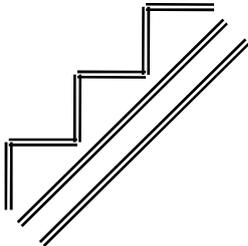
建築物の部分 建築物の階	壁				柱	床	は り	屋 根	
	間 仕 切 壁	外 壁		延焼のおそれ のある部分					延焼のおそれ のある部分以 外の部分
		非 耐 力 壁							
		耐 力 壁							
最上階および最上階 から数えた階数が 2 以上で 4 以内の階	1 時 間	1 時 間	1 時間	30 分	1 時 間	1 時 間	1 時 間	30 分	
最上階から数えた階 数が 5 以上で 14 以内 の階	2 時 間	2 時 間	1 時間	30 分	2 時 間	2 時 間	2 時 間		
最上階から数えた階 数が 15 以上の階	2 時 間	2 時 間	1 時間	30 分	3 時 間	2 時 間	3 時 間		

(表5 耐火構造 適合仕様) (平成12年 建設省告示第1399号)

部材	構造	材料	耐火時間			備考	
			1時間	2時間	3時間		
壁	鉄筋コンクリート造・鉄骨コンクリート造 	鉄筋・鉄骨 コンクリート	t=- B=7	- 10	/	t・Bには モルタルプ ラスター等 の仕上げを 含む。 以下同様	
	鉄骨造+モルタル造 	ラス・モルタル	t=3	4		/	塗下地は不 燃材料とす る。
		コンクリート ブロック	t=4	5			
		ラスパーライ トモルタル等	t=-	3.5			
		補強コンクリート製ブロック造 	鉄材 コンクリート ブロック レンガ、石造	t=4 B=5		5 8	/
	軽量気泡コンクリート製パネル (ALC) 	軽量気泡 コンクリート 製 パネル	B=7.5	7.5	高温高圧蒸 気養生した もの		
		・石造 ・レンガ造	B=7	-	鉄材補強の ないもの		
柱	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 	鉄筋・鉄骨コ ンクリート	t=- B=-	5 25	6 40		

部材	構造	材 料	耐火時間			備 考
			1 時間	2 時間	3 時間	
柱	鉄骨造+防火被覆 	鉄骨ラス・モルタル	t=4 B=-	6 25	8 40	
		鉄骨・レンガ等	t=5 B=-	7 25	9 40	
		鉄骨・鉄鋼パーライトモルタル	t=- B=-	4 25		
はり	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 	鉄筋・鉄骨コンクリート	t=- B=-	5 -	6 -	
	鉄骨造+防火被覆 	鉄骨ラス・モルタル	t=4	6	8	
		鉄骨・レンガ等	t=5	7	9	
		鉄骨・鉄鋼パーライトとモルタル	-	4	5	
鉄骨小屋組		鉄骨小屋組 ・天井がないもの ・天井が準不燃材料であるもの	H=4m 以上	-	-	

部材	構造	材 料	耐火時間			備 考
			1 時間	2 時間	3 時間	
床	鉄筋コンクリート造・鉄骨コンクリート造 	鉄筋・鉄骨 コンクリート	t=— B=7	— 10		t・Bにはモルタルプ ラスター等 の仕上げを 含む。
	鉄骨造+モルタル造 (コンクリート) 	鉄骨 ラス・モルタル ラス・コンク リート	両面 4	両面 5		塗下地は不 燃材料とす る。
	補強コンクリート製ブロック造 	鉄材 コンクリート ブロック レンガ、石造	t=4 B=5	5 8		
屋 根	軽量気泡コンクリート製パネル (ALC) 	軽量気泡 コンクリート製 パネル	耐火時間 30 分間 B=指定無し			高温高圧蒸 気養生した もの
	・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造 	鉄筋・鉄骨 コンクリート	耐火時間 30 分間			
	鉄筋コンクリート製パネル 	鉄筋コンク リート製パ ネル	耐火時間 30 分間 B=4			

部材	構造	材 料	耐火時間			備 考
			1 時間	2 時間	3 時間	
屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラス・モルタル造 ・ ラス・コンクリート造 	ラス・モルタル ラス・コンクリート	耐火時間 30 分間			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋コンクリート造 ・ レンガ造・石造 	鉄筋・鉄骨 コンクリート レンガ・石 コンクリート ブロック	耐火時間 30 分間			
段	鉄造 	鉄骨・鉄板	耐火時間 30 分間			

別記 3

(同一の場所から除かれるもの)

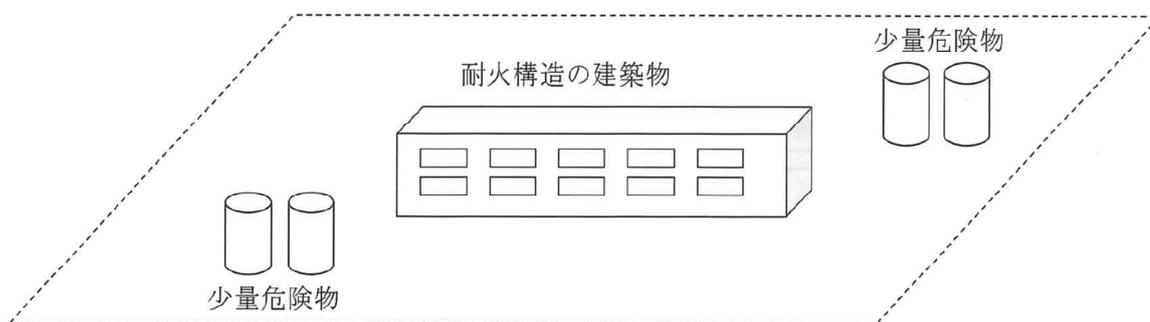
第3第2項に掲げる同一の場所から除かれるものは、次のとおりとする。

1 屋外の場合

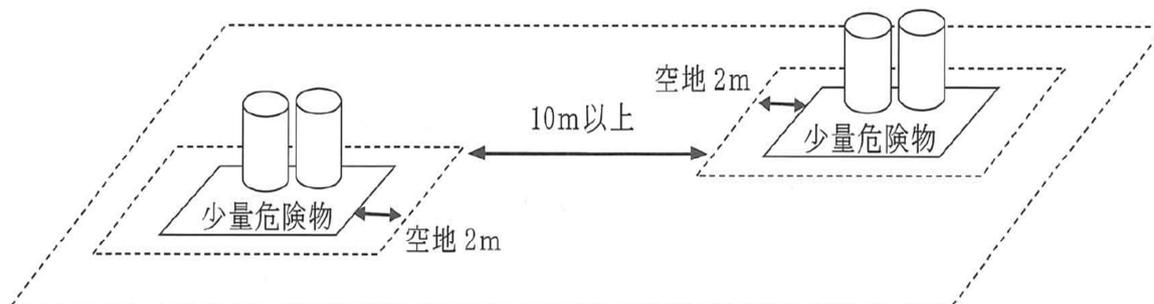
(1) 容器又は設備により貯蔵又は取扱う場合

原則として敷地ごととする。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする（図 18-1、18-2）。

(図 18-1 耐火構造の建築物により隔てられている例)



(図 18-2 防火上安全な距離を有している例)



(2) タンクにより貯蔵又は取扱う場合

屋外タンク（タンクごとに1m以上の離隔距離（側板間の最短距離）が確保できているものに限る。）はそれぞれのタンクを一の施設とする。

(3) タンクと設備が同一工程の場合

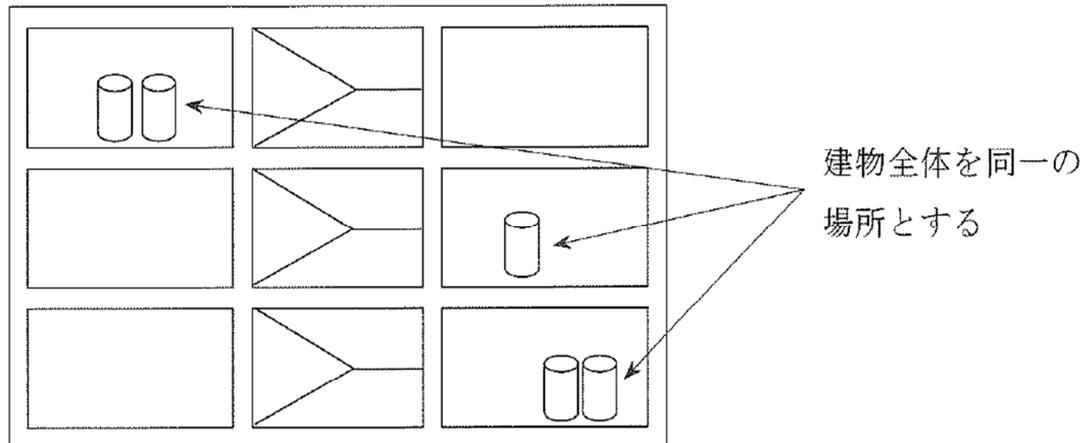
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。

2 屋内の場合

原則として建築物ごととする（図 18-3）。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

（図 18-3）



(1) 危険物を取り扱う設備の場合、次のア又はイによる。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置などをいう。

ア 部屋規制

別記 11 第 2 のとおり。

イ 設備規制

別記 11 第 4 のとおり。

(2) 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取扱う場合

別記 11 第 2 のとおり。

3 屋上の場合

別記 11 第 3 のとおり。

4 指定数量の5分の1未満の場合

- (1) 建築物内において指定数量の5分の1未満の危険物を複数個所で貯蔵又は取り扱いをするもので、次のいずれかの基準に適合させ、建築物全体の危険物の貯蔵又は取扱い数量を指定数量未満とした場合。(図 18-4)

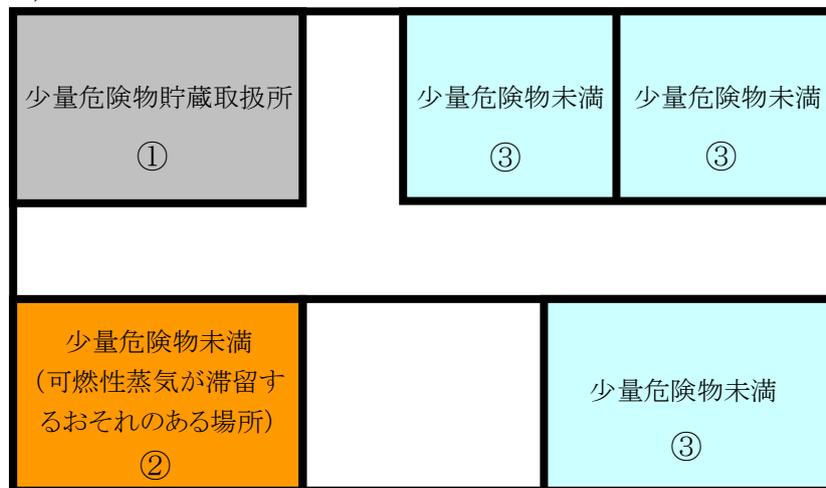
ア 壁、柱、床及び天井が不燃材料で造られている建築物内の場合

- (ア) 不燃材料の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
(イ) 出入口は防火設備とし、窓は網入りガラスとすること。
(ウ) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合は、換気設備を設けることとし、電気設備は条例第31条の2第2項第7号の規定を準用すること。

イ 壁、柱、床及び天井が不燃材料以外で造られている建築物内の場合

- (ア) 出入口以外の開口部を有しない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
(イ) 出入口は特定防火設備とすること。
(ウ) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合は、換気設備を設けることとし、電気設備は条例第31条の2第2項第号の規定を準用すること。

(図 18-4)



建物全体で ② + ③ = 指定数量未満であること。① は除く。

別記 4	(放電加工機の基準)
------	------------

放電加工機は、昭和 61 年 1 月 31 日 消防危第 19 号に基づき次に掲げる安全装置を設置すること。なお、危険物保安技術協会による「放電加工機型式試験確認済証」が貼付された放電加工機は、下記の安全装置の安全性が確認されたものである。(図 19)

- (1) 液温検出装置
加工液の温度が設定温度 (60℃以下) を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置
- (2) 液面検出装置
加工液の液面が設定位置より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
- (3) 異常加工検出装置
極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
- (4) 自動消火装置
加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、加工を停止させるとともに警報を発し、消火できる機能を有する装置

(図 19 放電加工機型式試験確認済証)



別記 5	(消費設備の基準)
------	-----------

- 1 「消費設備」とは、ボイラー、冷温水発生設備、給湯設備、焼却炉、発電設備等である。
- 2 消費設備は、逆火防止及び危険物の流出防止措置として、次のものを有すること。
 - (1) プレパージ機構

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内へ送風し未燃焼ガス等を完全に除去するもの。
 - (2) ポストパージ機構

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を完全に除去するもの。
 - (3) 戻り配管

危険物をポンプにて供給している場合に、戻り管を設置し危険物の流出を防止する方法。
- 3 消費設備（非常用電源に係るものを除く。）は、地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置を設けるものとし、次に掲げる装置が該当するものとする。
 - (1) 耐震安全装置

地震動を有効に検知し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復旧方法は手動式とする。

なお、耐震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものとする。
 - (2) 停電安全装置

ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険のない構造のもの。
 - (3) 炎監視装置

起動時、バーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復旧方法は手動式とする。
 - (4) からだき防止装置

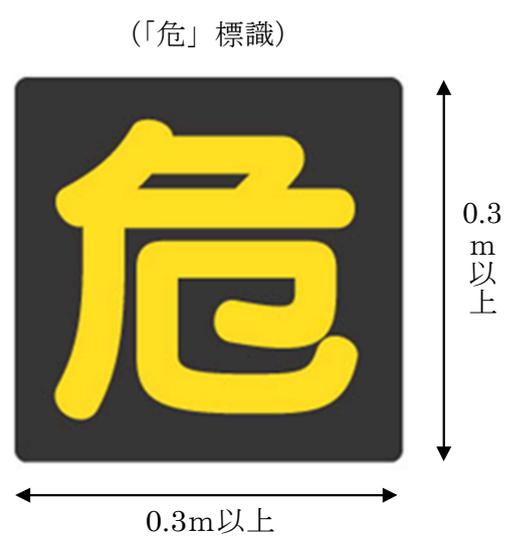
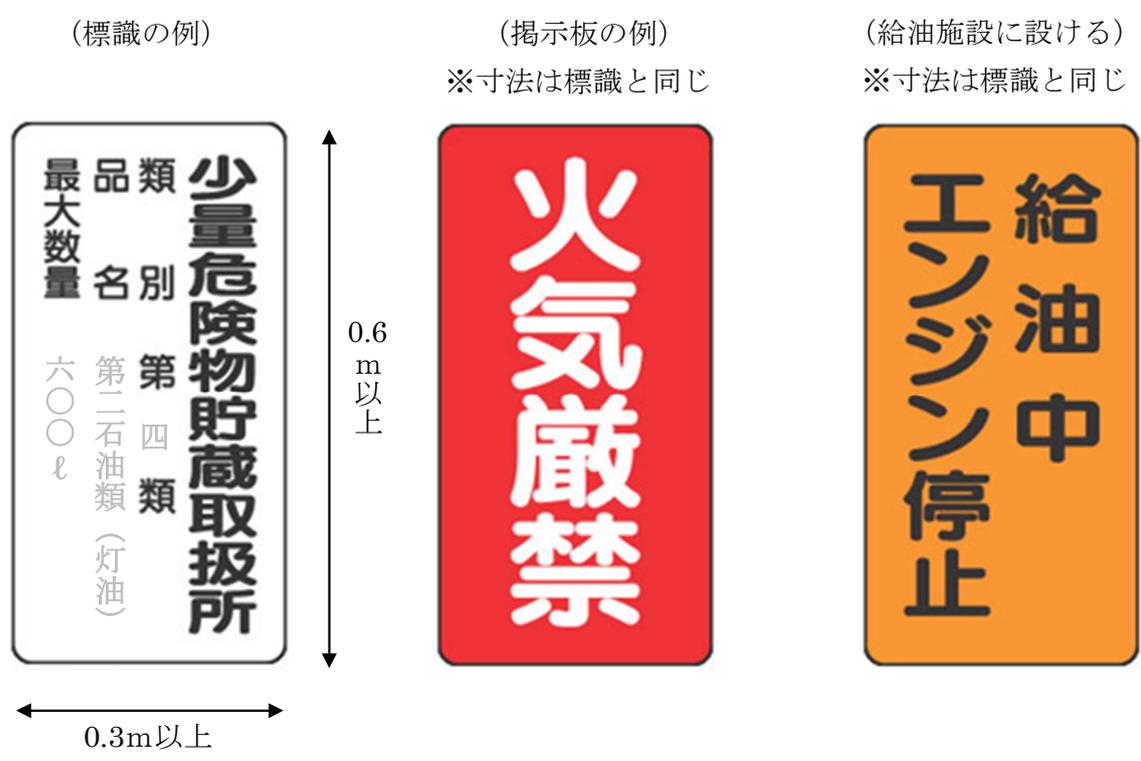
ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置
 - (5) 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復旧方法は手動式とする。

別記 6	(標識、掲示板)
------	----------

第 31 条の 2 第 2 項第 1 号に定める標識、掲示板の例は (図 20) による。

(図 20 標識、掲示板の例)



別記 7	(電気設備の防爆構造)
------	-------------

条例第 31 条の 2 第 2 項第 7 号に定める「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)によるほか、次のとおりとする。

1 防爆構造の適用範囲

- (1) 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- (2) 引火点が 40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (3) 可燃性の微粉(危険物、非危険物を問わない。)が滞留するおそれのある場合

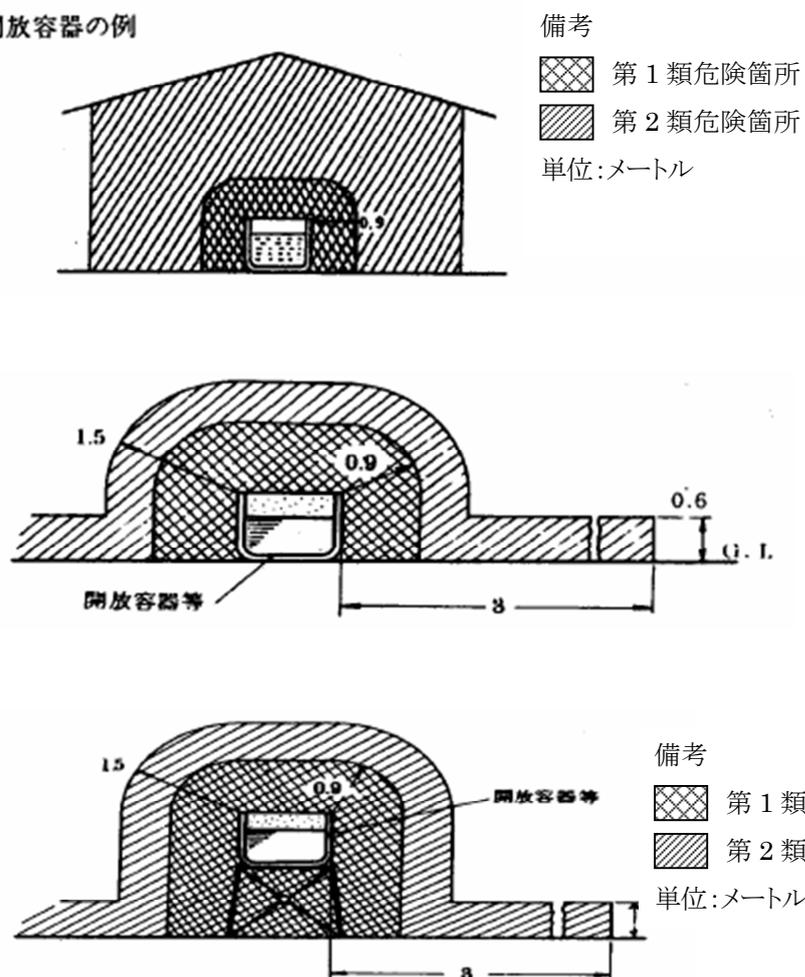
2 危険場所の分類

- (1) 特別危険箇所とは、持続して危険雰囲気を生成し、又は生成するおそれのある場所で、爆発性ガスの濃度が連続的に、又は長時間持続して爆発下限界以上となる場所をいう。特別危険箇所となりやすい場所を例示すれば、次のとおりである。
 - ア 引火性液体の容器又はタンク内の液面上部の空間部などのように、通常、爆発性ガスの濃度が連続して爆発下限界以上となる場所
 - イ 可燃性ガスの容器、タンクなどの内部
 - ウ 開放された容器における引火性液体の液面付近又はこれに準ずる場所。ただし、蒸気の濃度が爆発下限界以上に達する範囲が狭く、これらの場所に電気設備を設置しないことが明らかな場合には、特に 0 種場所として指定しなくてよい。(図 21)
- (2) 第 1 類危険箇所とは、通常の状態において危険雰囲気を生成するおそれのある場所で、次のような場所をいう。
 - ア 通常の使用状態において可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所
 - (ア) タンクローリー、ドラム缶などに引火性液体を充てんしている場合の開口部付近(図 22)
 - (イ) 安全弁の開口部付近
 - (ウ) タンク類の通気管の開口部付近(図 23)
 - (エ) 製品の取出し、蓋の開閉動作のある場所
 - (オ) 可燃性蒸気等の流出するおそれのある場所で、ためます、ピット類のようにガスが滞留するところ
 - (カ) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備、機械器具又は容器等を少量危険物貯蔵取扱所内で修理する場合の当該場所
 - (キ) 爆発性ガスの漏出するおそれのある場所で、ピット類のようにガスが集積する場所(図 24)
 - (ク) 移動タンクの防護枠に囲まれた部分又は遮へいされた部分等
- (3) 第 2 類危険箇所とは、特殊な状態において危険雰囲気を生成するおそれのある場所で、次の場所をいう。

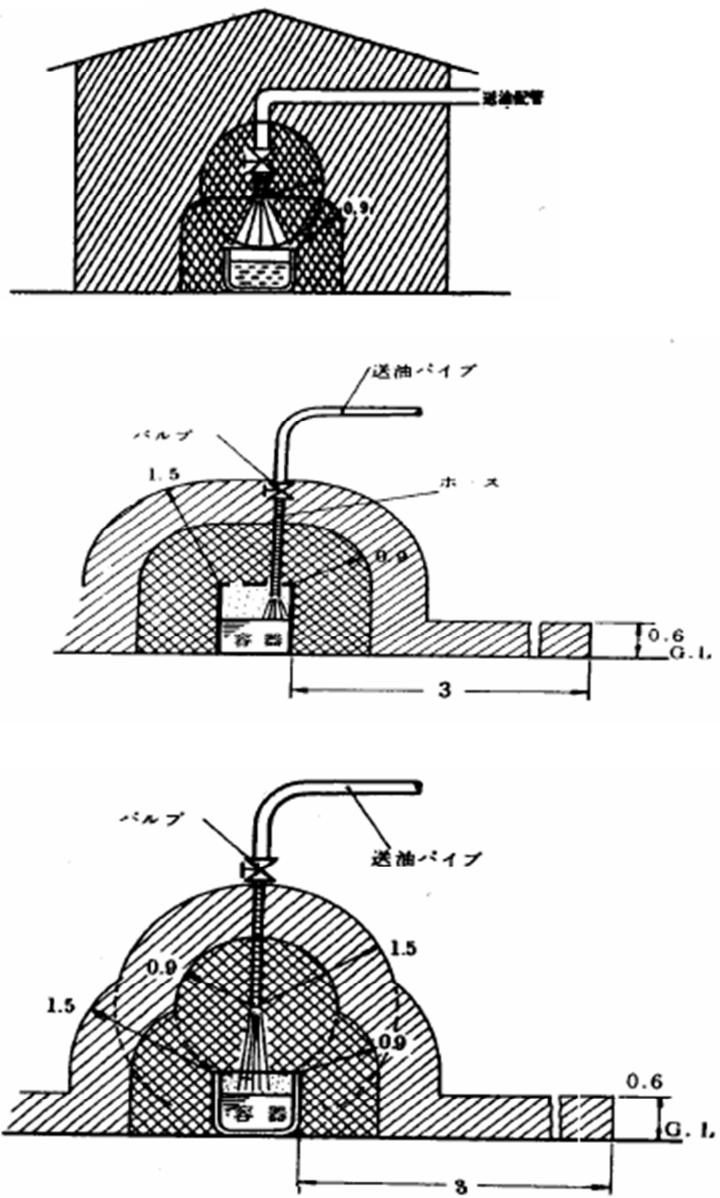
- ア 可燃性蒸気等を常時密閉した容器又は設備により取り扱う場所で、事故又は誤った操作により当該蒸気等が漏れて危険が生じる場所
- イ 動力換気設備又は強制排出設備に異常又は事故を生じた場合に危険が生じるおそれのある場所
- ウ 危険な濃度で可燃性蒸気等が侵入し、滞留のおそれのある場所で、次に掲げる(ア)から(オ)までの場所
 - (ア) 固定給油設備等 (図 25)
 - a 固定給油設備等の周囲 0.6m 以内の範囲
 - b 固定給油設備等を中心に半径が 6m 以下の範囲
 - (イ) 注入口を中心に半径 3m 以内で、高さ 0.6m 以下の範囲 (図 26)
 - (ウ) 通気管 (図 27)
 - a 通気管の中心に半径 1.5m 以内の範囲
 - b 可燃性蒸気回収接続口を中心に 0.9m 以内の範囲
 - (エ) ポンプ専用庫内
 - (オ) 油庫内 (図 28)

(図 21 開放容器)

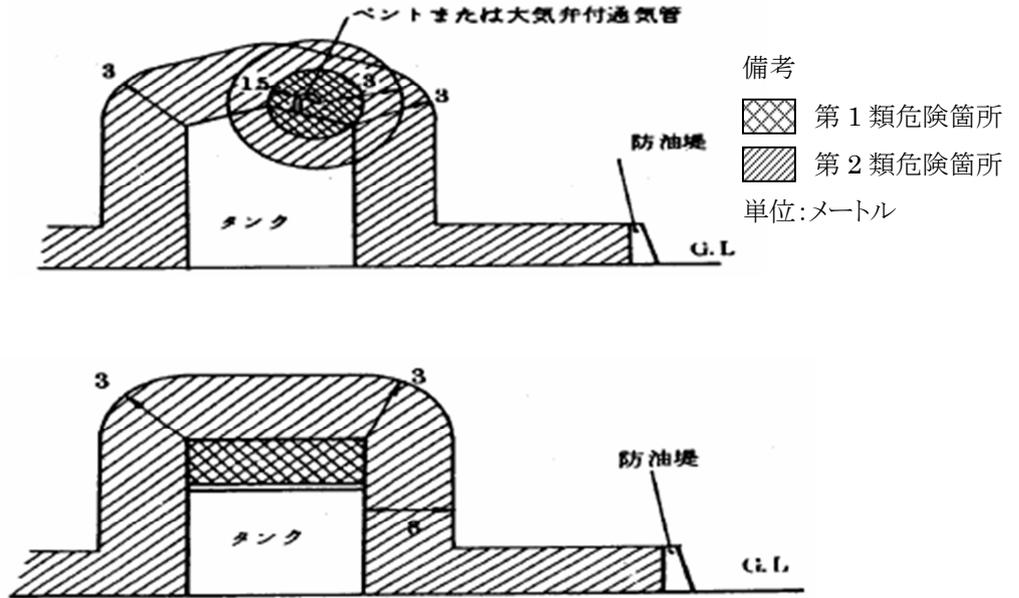
開放容器の例



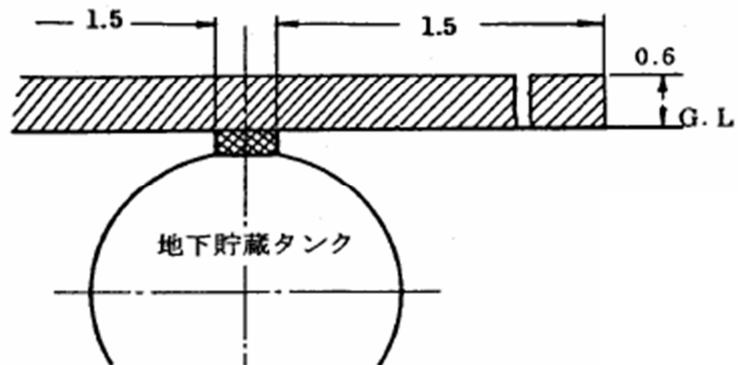
(図 22 詰替装置)



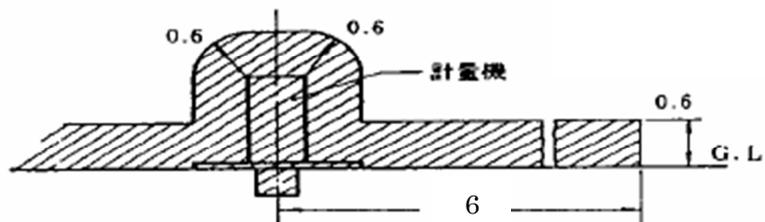
(図 23 屋外タンク)



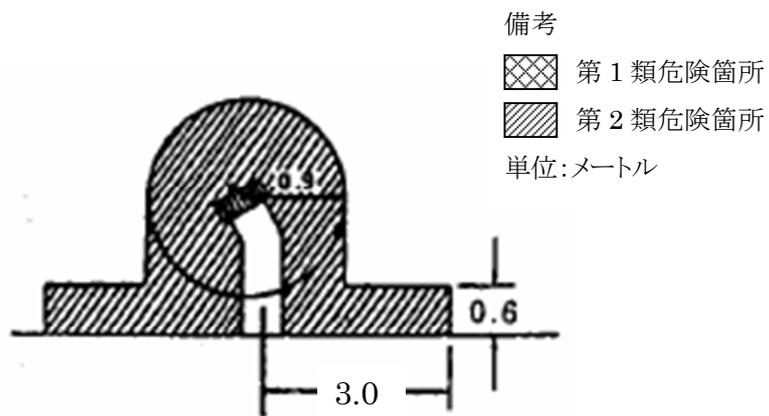
(図 24 地下タンク)



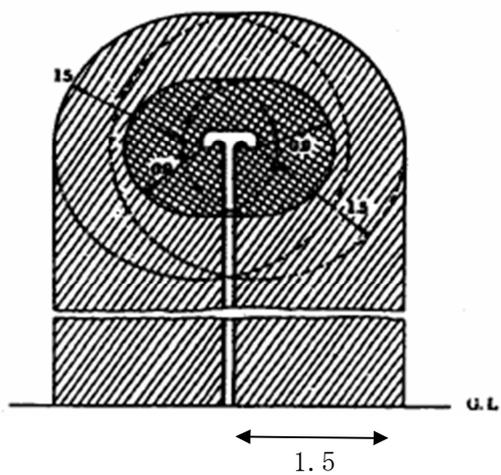
(図 25 固定給油設備等)



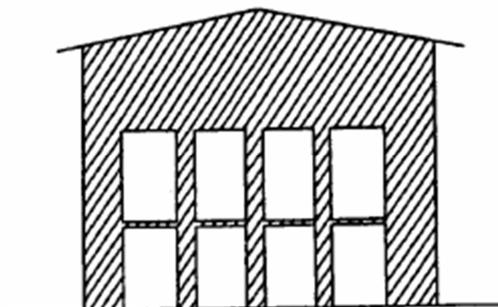
(図 26 注入口)



(図 27 通気管)



(図 28 油庫)



3 使用する電気設備

危険場所の種別に応じ、次に定める構造の電気機器を用いるものとする。

- (1) 特別危険箇所においては、本質安全防爆構造のものを使用すること。
- (2) 第1類危険箇所においては、本質安全防爆構造、耐圧防爆構造、又は内圧防爆構造、若しくはこれらと同等以上の防爆性能を有するものを使用すること。
- (3) 第2類危険箇所においては、本質安全防爆構造、耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造又は安全増防爆構造、若しくはこれらと同等以上の防爆性能を有するものを使用すること。

4 配線工事

- (1) 危険場所における配線工事は、次によること。(図29) から(図34)

ア 配線工事は、金属管工事又はケーブル工事（CD ケーブル及びキャブタイヤケーブルを使用するものを除く。）によること。

イ 金属管工事は、次によること。

(ア) 金属管は、薄鋼電線管又はこれと同等以上の強度を有するものを使用し、埋設又は著しく腐食するおそれのある場所に設置するものについては、厚鋼電線管を使用すること。

(イ) 管相互及び管とボックスその他の付属品、プルボックス又は電気機械器具とは、5山以上ねじ合わせて接続する方法、その他これと同等以上の効力のある方法により堅ろうに接続すること。

(ウ) 電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分の配線には耐圧防爆型又は安全増防爆型のフレキシブルフィッチングを使用すること。

ウ ケーブル工事は、次によること。

(ア) 電線は、外装を有するケーブル又はMI ケーブルを使用する場合を除き、管その他の防護装置に納めること。

(イ) 電線を電気機械器具に引き込むときは、引込口で電線が損傷するおそれがないようにすること。

エ 配線等を納める管又はダクトは、これらを通じてガス等が危険場所以外の場所に漏れないようにすること。

オ 移動電線は、接続点のない3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル又は4種クロロプレンキャブタイヤケーブルを使用すること。

カ 電線と電気機械器具とは、振動によりゆるまないように堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続すること。

キ 白熱電灯及び放電灯用電灯器具は、造営材に直接堅ろうに取り付け、又は電灯つり管、電灯腕管等により造営材に堅ろうに取り付けること。

ク 電動機は、過電流が生じたとき爆燃性蒸気等に引火するおそれがないように設置す

ること。

(2) 危険場所以外の場所の配線工事は、前記(1)イ(ア)及びウ(ア)並びにカ及びキによるほか、次によること。

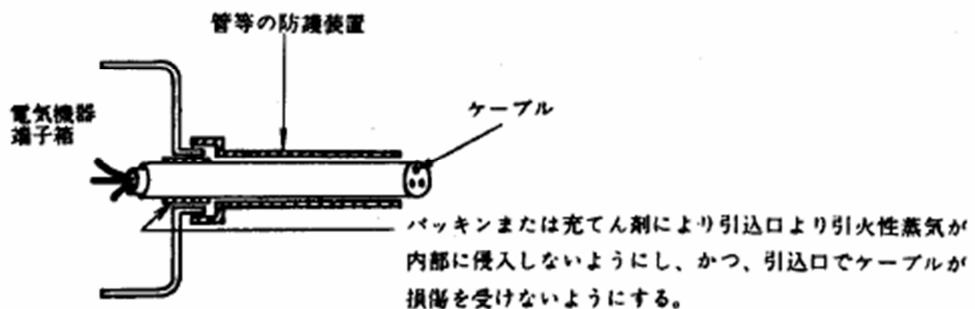
ア 配線工事は、合成樹脂管、金属管工事又はケーブル工事（CDケーブルを使用するものを除く。）によること。

イ 合成樹脂管及びボックスその他の付属品は、損傷を受けるおそれがないようにすること。

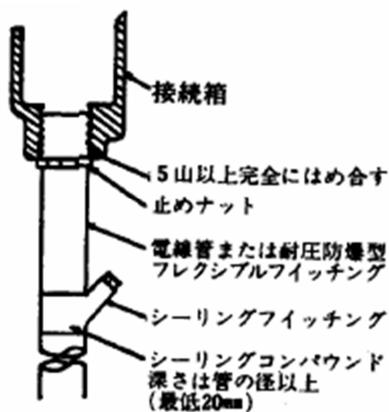
ウ 移動電線は、1種キャブタイヤケーブル以外の接続点のないキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、損傷を受けるおそれがないように設置するほか、移動電線を電気機械器具に引き込むときは、引込口で損傷を受けるおそれがないようにすること。

エ 通常の使用状態において火花若しくはアークを発生し、又は温度が著しく上昇するおそれがある電気機械器具は、危険物に着火するおそれがないように設置すること。

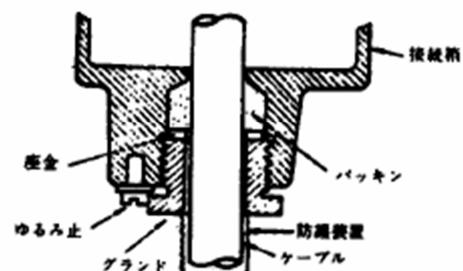
(図 29 外部導線の接続箱への引込方法)



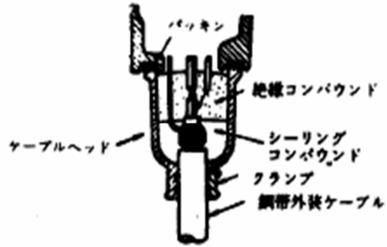
(図 30 電線管ネジ結合式)



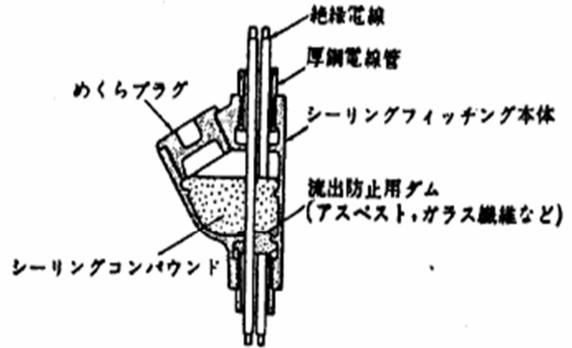
(図 31 耐圧パッキン式)



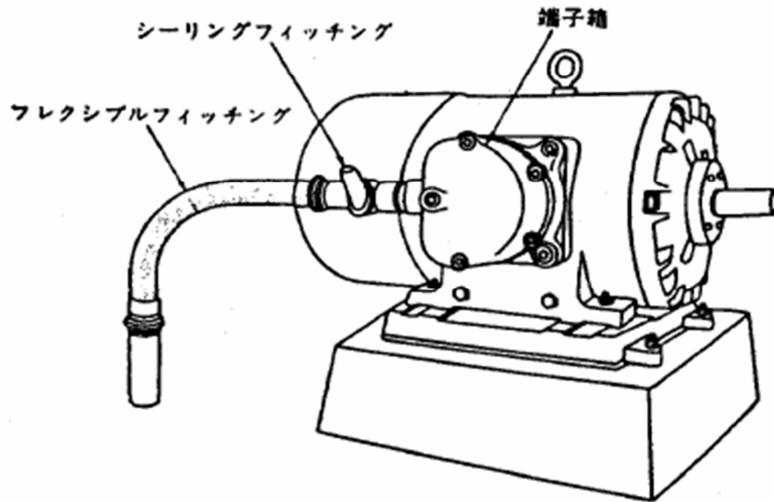
(図 32 耐圧固着式)



(図 33 シーリングフィッチングの施設例)



(図 34 電動機の場合)



耐圧防爆構造のフレキシブルフィッチングを用いた電動機
 耐圧防爆構造の付属品を用いた電動機
 (内線規程 JEAC 8001-1968)

別記 8	(配管の材質)
------	---------

条例第 31 条の 2 第 2 項第 9 号の配管材料は、(表 6) による。

(表 6)

規格番号	種 類	記 号	
JIS	G3101	一般構造用圧延鋼材	SS
	G3103	ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB、SB-M
	G3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
	G3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
	G3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
	G3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
	G3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
	G3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
	G3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
	G3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS-TP
	G3460	低温配管用鋼管	STPL
	G4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS-HP
	G4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS-CP
	G4312	耐熱鋼板	SUH-P
	H3300	銅及び銅合金継目無管	C-T、C-TS
	H3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW C-TWS
	H4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES A-TS A-TDS
	H4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW A-TWS
H4630	配管用チタン管	TTP	
JPI	7S-14	石油工業配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
API	5L	LINE PIPE	5L
	5LX	HIGH TEST LINE PIPE	5LX

注1 JPI は日本石油学会の規格

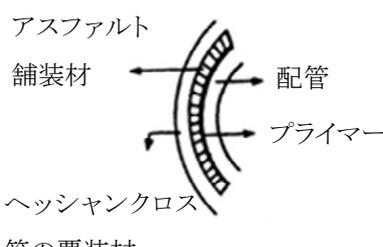
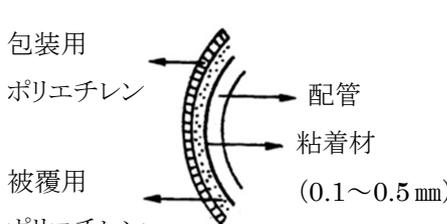
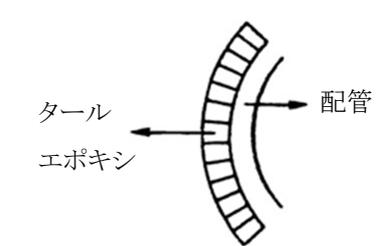
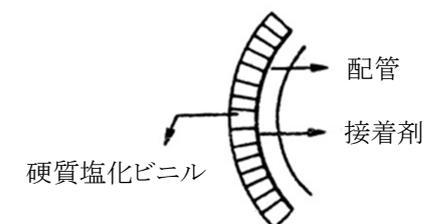
注2 API は米国石油学会の規格

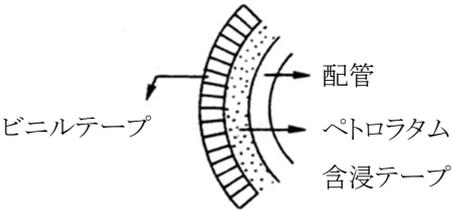
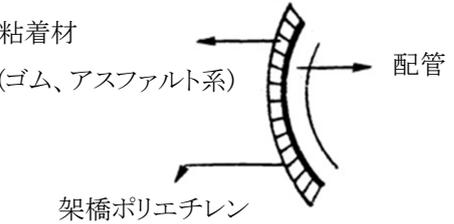
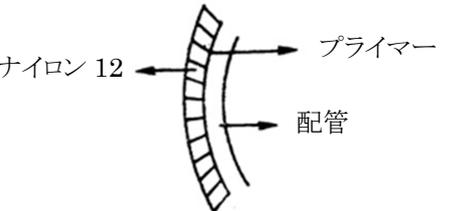
※強化プラスチック製配管を使用する場合は、平成 10 年 3 月 11 日消防危第 23 号通知に準じて設置すること。

別記 9	(防食配管)
------	--------

第 31 条の 2 第 2 項第 9 号エに定める防食配管は (表 7) による。

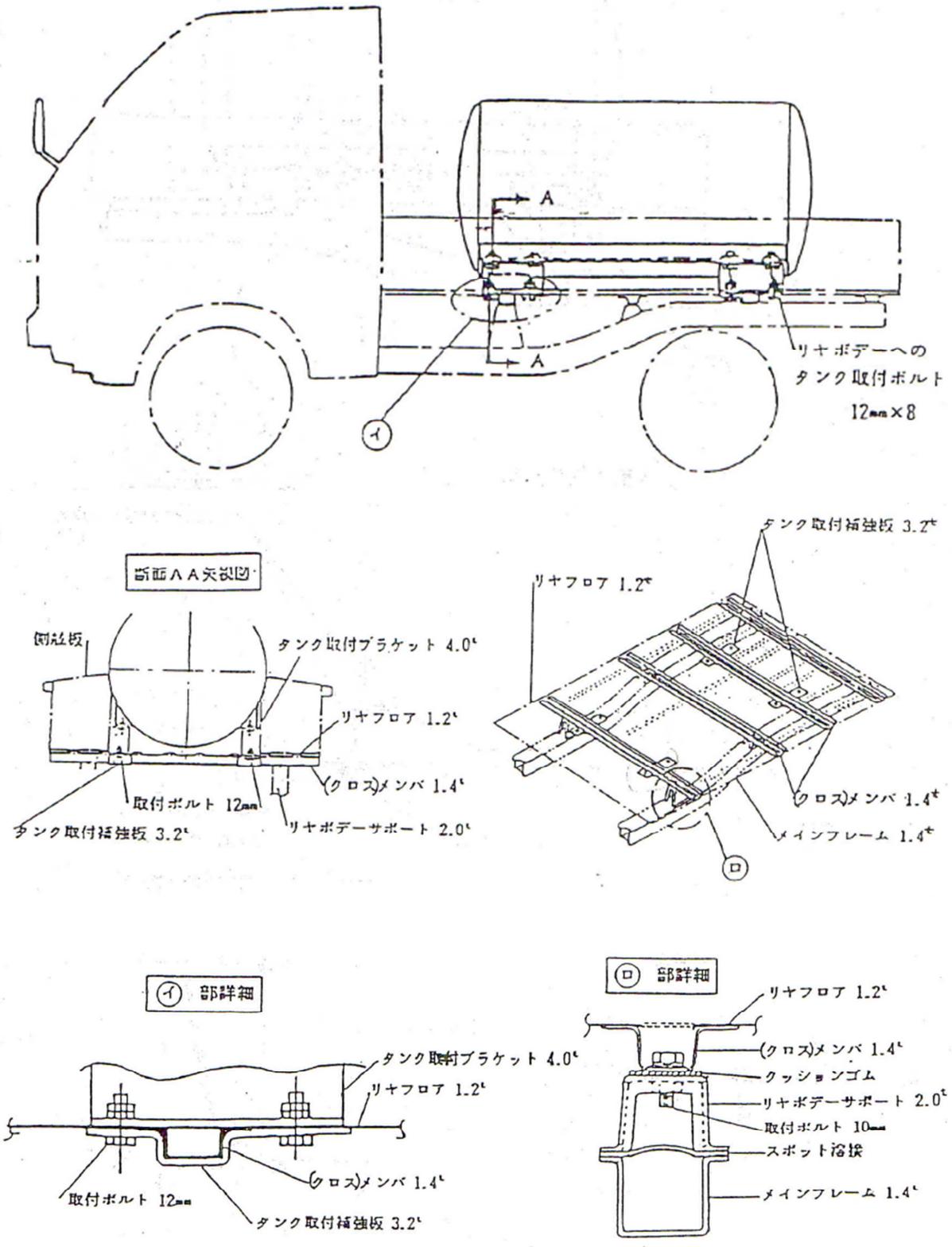
(表 7 埋設配管の防食措置の例)

施工方法	備 考
<p>(アスファルト塗覆装)</p>  <p>アスファルト 舗装材 配管 プライマー ヘッシャンクロス 等の覆装材</p>	<p>配管の表面処理後、アスファルトプライマーを均一に塗装し、更に石油系ブローンアスファルト又はアスファルトエナメルを加熱溶解して塗装した上から、アスファルトを含浸した覆装材（ヘッシャンクロス、ビニロンクロス、ガラスマット、ガラスクロス）を巻きつける。塗覆装の最小厚さ 1 回塗り 1 回巻きで 3.0 mm とする。</p>
<p>(ポリエチレン被覆鋼管)</p>  <p>包装用 ポリエチレン 配管 粘着材 (0.1~0.5 mm) 被覆用 ポリエチレン</p>	<p>口径 15 A ~ 90 A の配管にポリエチレンを 1.5 mm 以上の厚さで被覆したもの、粘着材はゴム、アスファルト系及び樹脂を主成分としたもの。被覆用ポリエチレンを主体と重合材で微量の滑材、酸化防止剤を加えたもの。</p>
<p>(タールエポキシ樹脂塗装)</p>  <p>タール エポキシ 配管</p>	<p>タールエポキシ樹脂を配管外面に 0.45 mm 以上の塗膜厚さで塗装したもの。</p>
<p>(硬質塩化ビニルライニング鋼管)</p>  <p>配管 接着剤 硬質塩化ビニル</p>	<p>口径 15 A ~ 200 A の配管に、ポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル(厚さ 1.6 ~ 2.5 mm)を被覆したもの。</p>

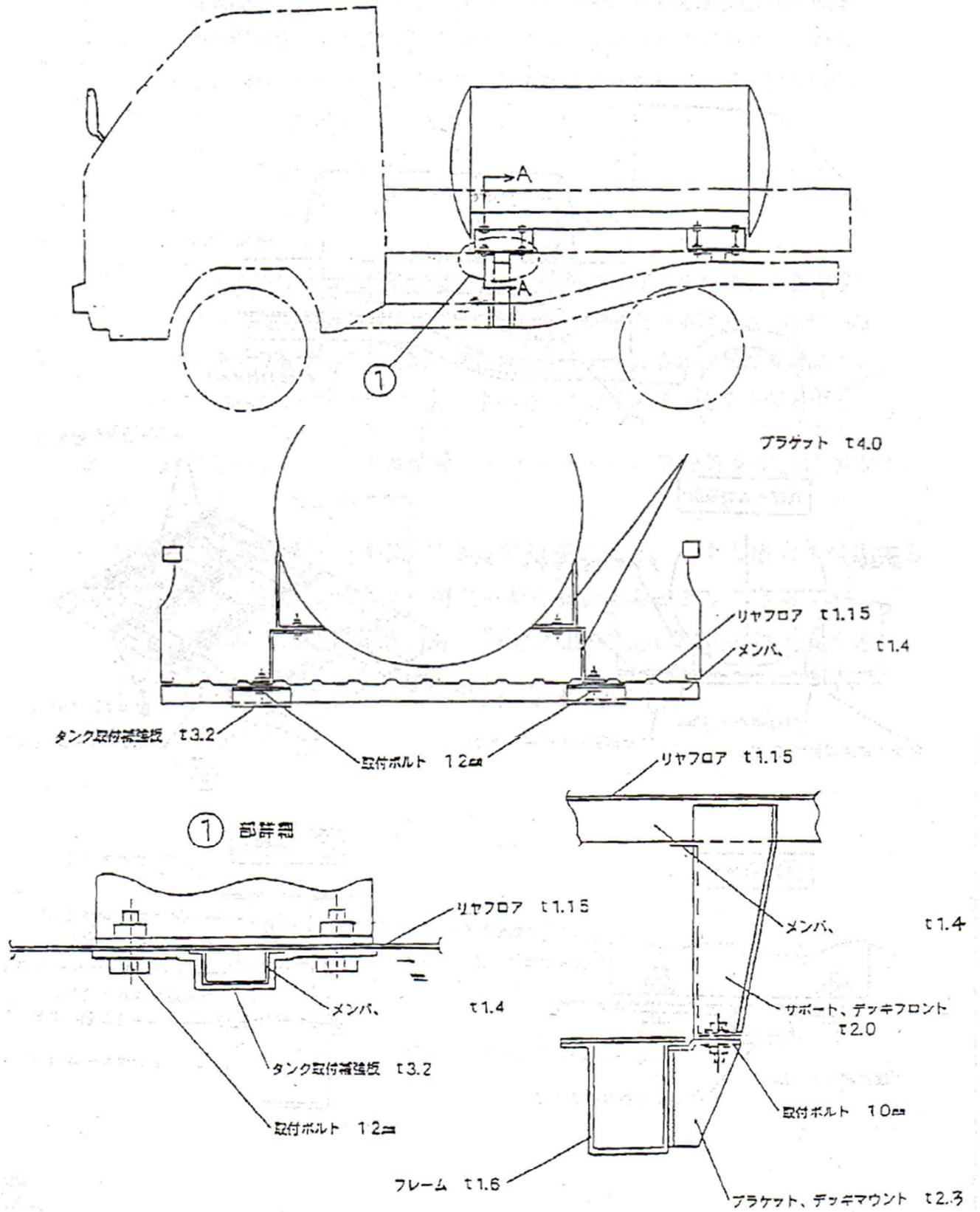
施工方法	備 考
<p>(ペトラタム含浸テープ被覆)</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a pipe being coated. From the outside in, there is a layer of vinyl tape, followed by a layer of tape impregnated with Petro-tam, and the pipe itself. Labels with arrows point to '配管' (pipe), 'ペトラタム含浸テープ' (Petro-tam impregnated tape), and 'ビニルテープ' (vinyl tape).</p>	<p>配管にペトラタムを含浸したテープを厚さ 2.2 mm 以上となるように密着して巻き付け、その上に接着性ビニルテープで 0.4 mm 以上巻き付け保護したものの。</p>
<p>(ポリエチレン熱収縮チューブ)</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a pipe with a heat-shrink tube over it. Labels with arrows point to '配管' (pipe), '粘着材 (ゴム、アスファルト系)' (adhesive material: rubber, asphalt system), and '架橋ポリエチレン' (cross-linked polyethylene).</p>	<p>ポリエチレンチューブを配管に被覆した後バーナー等で加熱し、2.5 mm 以上の厚さで均一に収縮密着したものの。</p>
<p>(ナイロン 12 樹脂被覆)</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a pipe with a layer of Nylon 12 resin over it. Labels with arrows point to '配管' (pipe), 'プライマー' (primer), and 'ナイロン 12' (Nylon 12).</p>	<p>口径 15A ~ 100A の配管に、ナイロン 12 を 0.6 mm 以上の厚さで粉体塗装したものの。</p>

移動タンクのタンク固定例は図 35-1 から図 35-5 によるものとする。

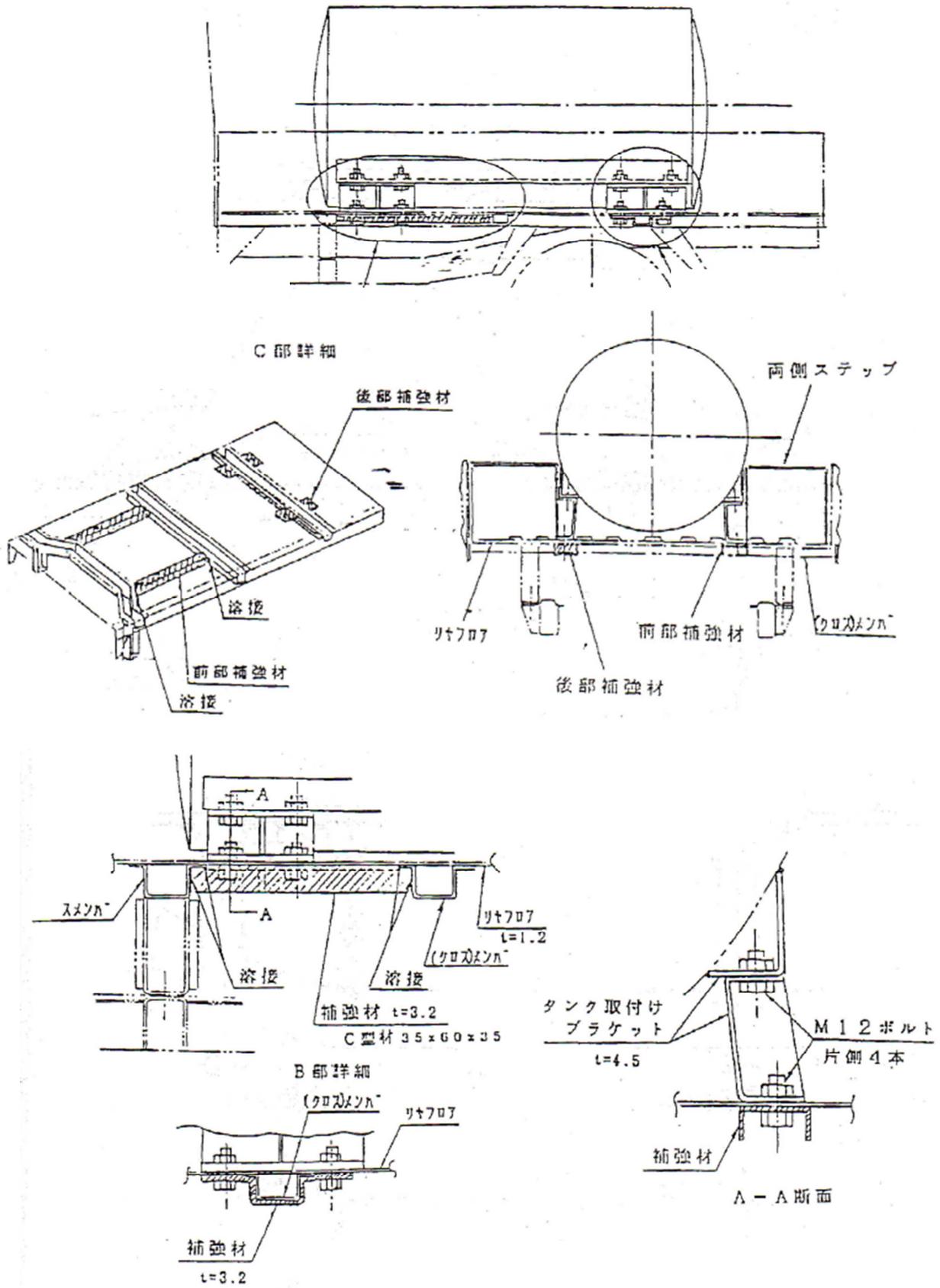
(図 35-1)



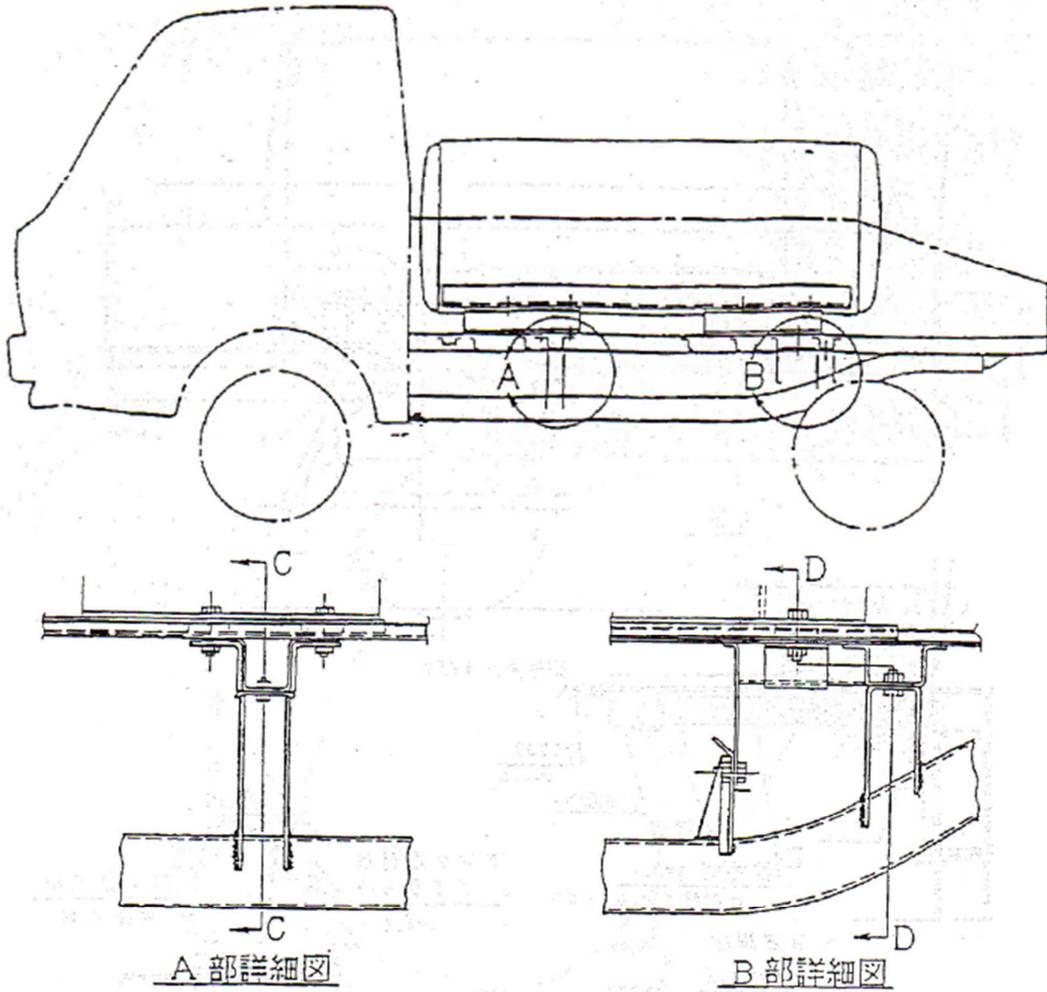
(図 35-2)



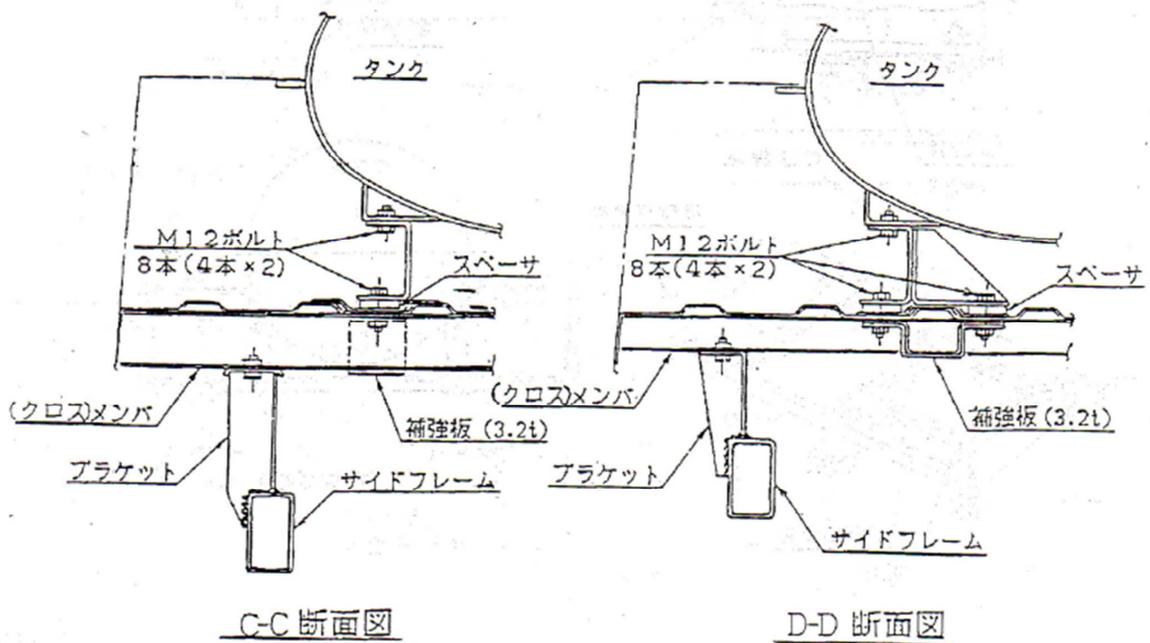
(図 35-3)

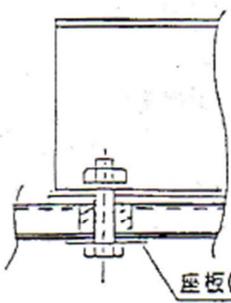
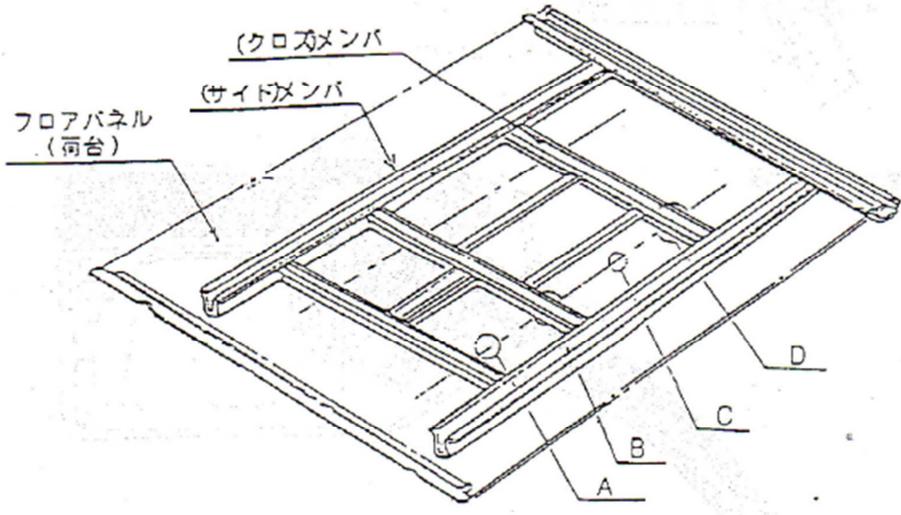
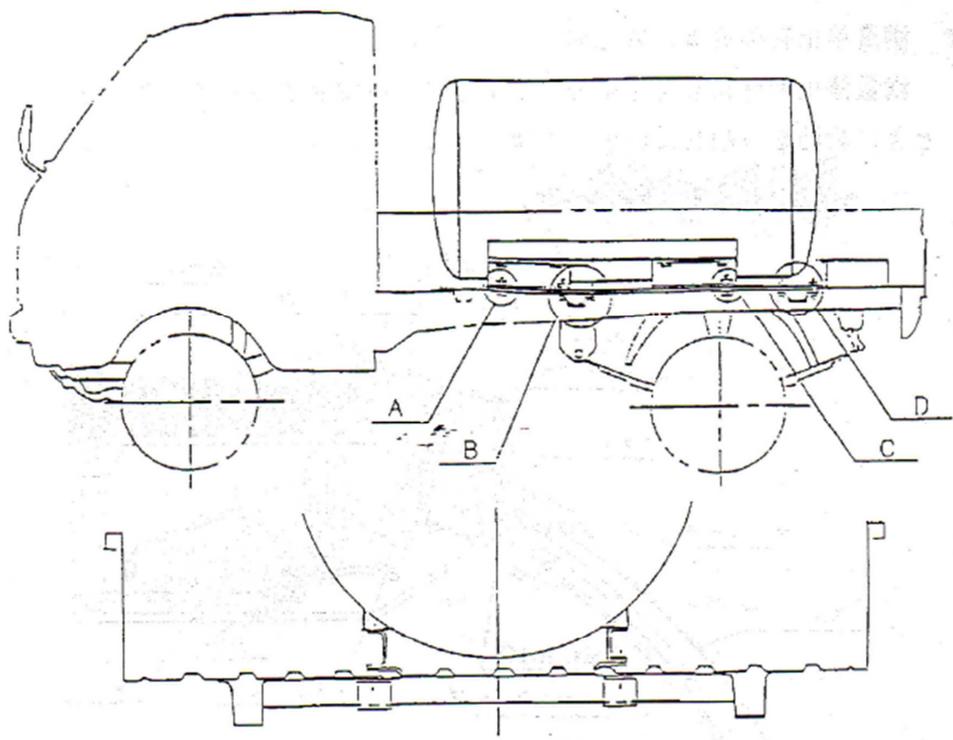


(図 35-4)



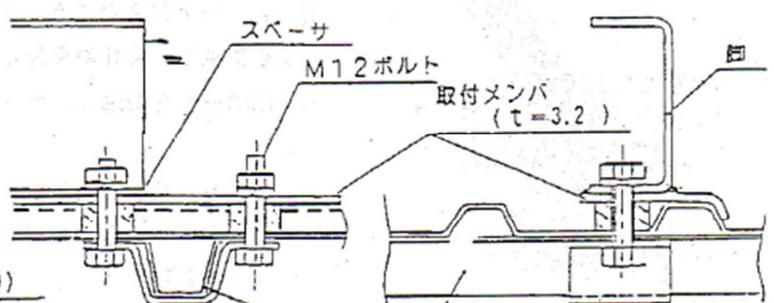
(図 35-5)





A. C部 詳細

底板 (t 3.2 × 50 × 50)



B. D部 詳細

スペーサ

M12ボルト

取付メンバ (t=3.2)

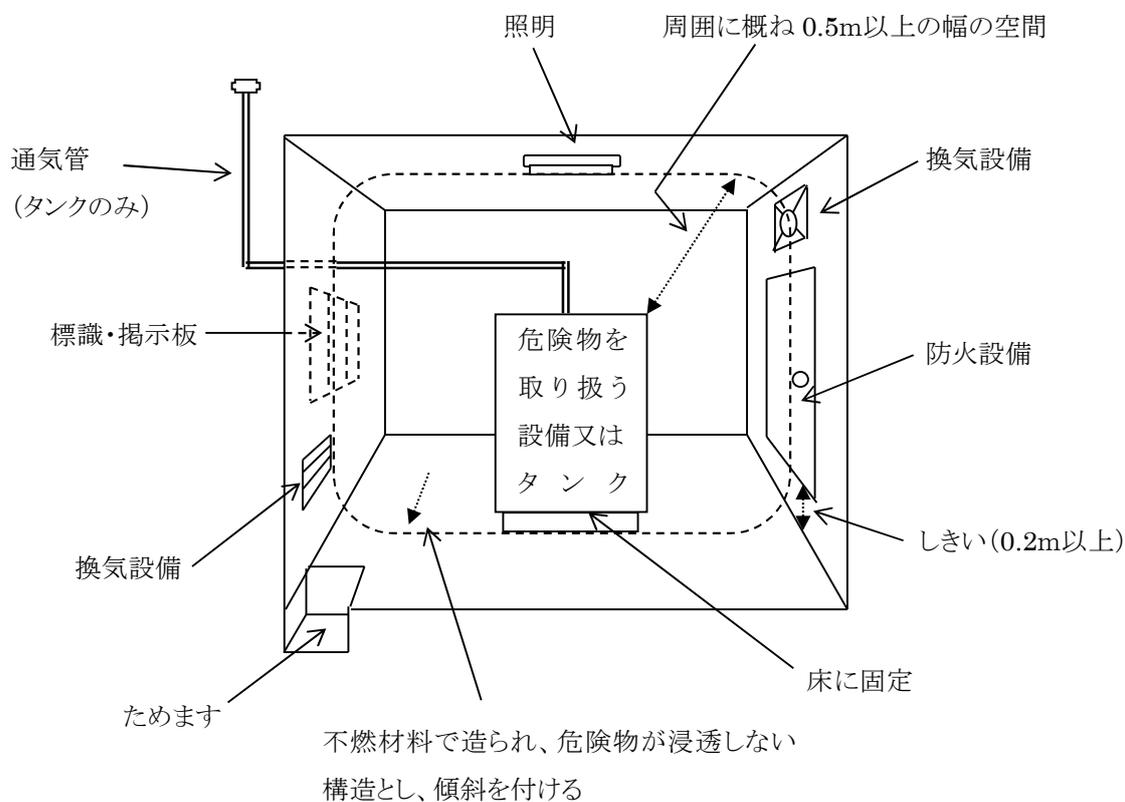
(クロス)メンバ

強化板 (t=3.2)

別記 11	(特異な少量危険物貯蔵取扱所)
別記 11 第 1	(キュービクル式の危険物を取り扱う設備又はタンク)

キュービクル式の危険物を取り扱う設備又はタンクにおいて、危険物を取り扱う設備又はタンクと外箱との間に概ね 0.5m 以上（タンク上部は点検のできる間隔）の幅の空間を有し、かつ、その他の構造等が条例第 31 条の 2 第 2 項、第 31 条の 3 の 2 及び第 31 条の 4 の基準に適合していれば、屋内の一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。（[図 36-1](#)）

(図 36-1 キュービクル式の危険物を取り扱う設備又はタンク)

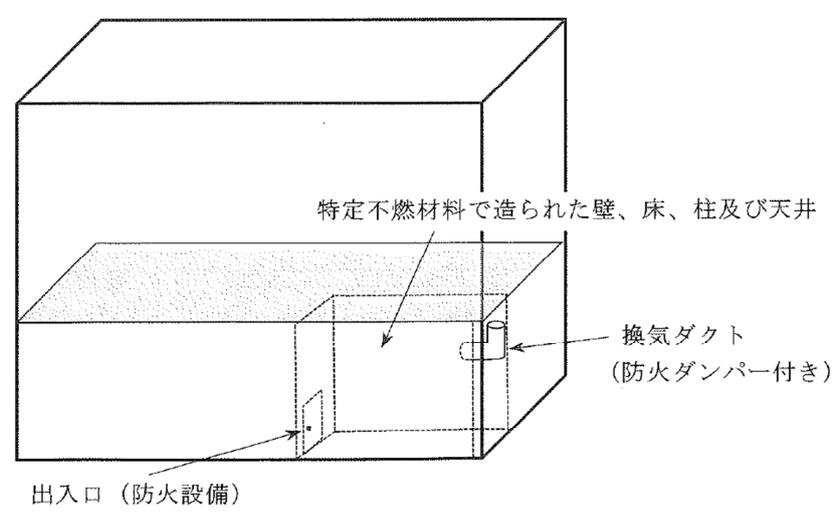


別記 11 第 2	(部屋規制)
-----------	--------

建築物内に条例第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 3 の 2 の基準に適合した室を設け、かつ出入口、屋外に面する窓、配管等（危険物関係施設に必要不可欠な配管、配線及び換気ダクトに限る。）以外の開口部を有しない特定不燃材料で他の部分と区画されている場所（以下、「不燃区画例」という。（[図 36-2-2](#)））である場合は、一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

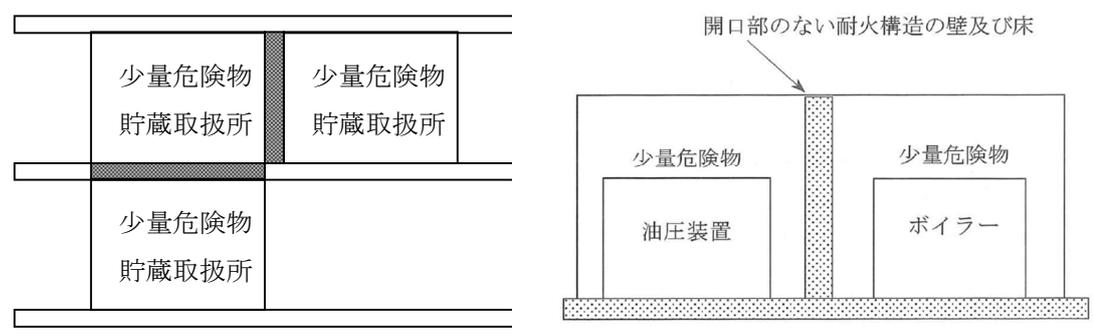
ただし、当該場所に隣接して少量危険物貯蔵取扱所を設ける場合は、隣接する壁又は床を出入口（随時開けることができる自閉式特定防火設備に限る。）以外の開口部のない耐火構造とすること。（[図 36-2-1](#)）

(図 36-2-2)



- (注) ・ 出入口は、防火設備とすること。
 ・ 不燃区画例の屋外に面する壁に窓を設ける場合は、防火設備とすること。
 ・ 換気ダクトには、防火ダンパーを設けること。
 ・ 不燃区画例の壁、床及び天井を貫通する配管等は、区画に応じた貫通処理を行うこと。

(図 36-2-1 隣接する部屋規制)



 開口部のない耐火構造の壁又は床としなければならない部分

別記 11 第 3	(屋上規制)
-----------	--------

建築物の屋上に設けることができる少量危険物貯蔵取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造の建築物の屋上に設けるもので、次の各項に掲げるものとし、各項に定める基準のすべてに適合する場合は、一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。(図 36-3) から (図 36-6)

1 消費設備

- (1) 取り扱う危険物は、引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限るものとする。
- (2) 消費設備は、キュービクル式のものとし、屋上に固定すること。
- (3) 消費設備の周囲には、1m以上の幅の空地を保有すること。
- (4) 空地の幅が 1m未満となる部分の建築物の壁及び柱が耐火構造であれば、当該設備から当該壁及び柱までの距離とすることができる。
- (5) 前号の屋上の緩和部分の壁に設ける開口部は、出入口のみとし、自動閉鎖の特定防火設備とすること。
- (6) 消費設備の周囲には、危険物の流出を防止する措置を講ずること。
ただし、キュービクル式設備の鋼板等で外部に危険物が漏れない構造のものは、キュービクル式設備の外箱を代替えとすることができる。また、ためます、油分離槽を省略することができる。
- (7) 危険物の流出を防止する措置のうち溝又は囲いは、消費設備の側面から 0.5m以上の距離を有すること。
- (8) 消費設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (9) 条例第 31 条の 2 第 2 項の基準によること。

2 屋外タンク

- (1) 屋外タンクの周囲には、条例第 31 条の 3 の基準により空地を設けること。
- (2) 条例第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 4 の基準によること。

3 屋内タンク

- (1) 条例第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 3 の 2 並びに条例第 31 条の 4 の基準によること。

4 油庫

- (1) 条例第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 3 の 2 の基準によること。

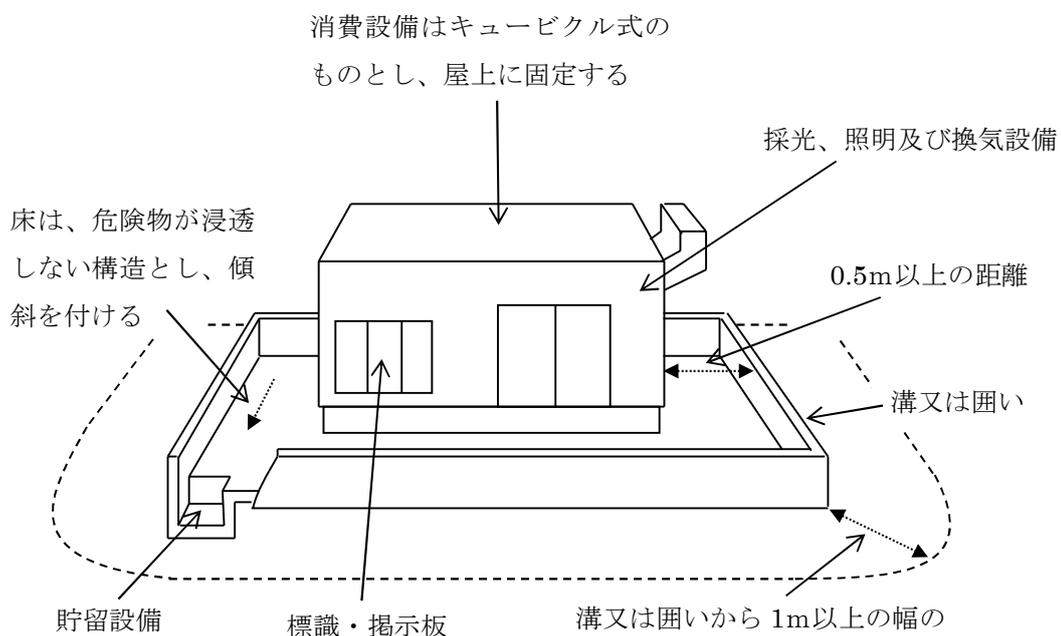
5 航空機給油所

- (1) 航空機給油所の周囲には、空地を設けること。
- (2) 航空機給油所の床は、次によること。

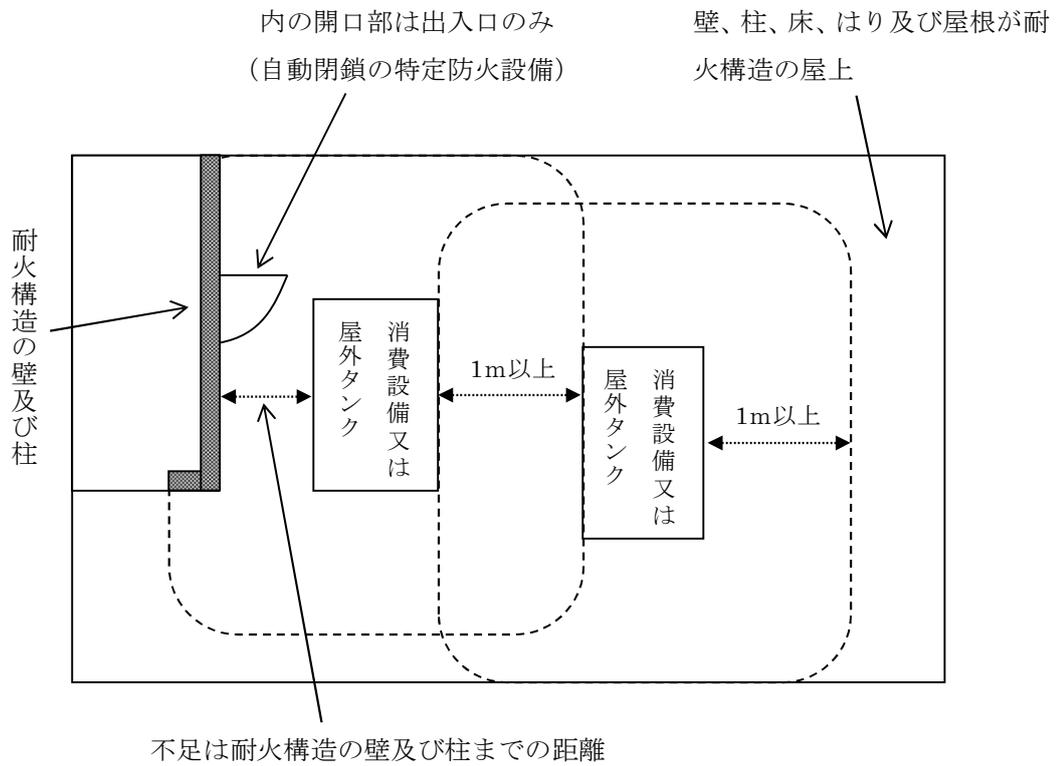
- ア 不燃材料で造り、想定される航空機の荷重により損傷するおそれがないものであること。
 - イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。
 - ウ 危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び溝を設け、かつ、火災予防上安全な場所に油分離槽を設けること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (3) 航空機給油所は、航空機の胴体部分が当該給油所からはみ出さずに安全かつ円滑に給油及び離着陸することができる広さを有すること。
- (4) 航空機に給油する設備と航空機給油所の敷地境界線は、4m以上の間隔を保つこと。
- (5) 条例第31条の2第2項の基準によること。

(図 36-3 屋上規制)

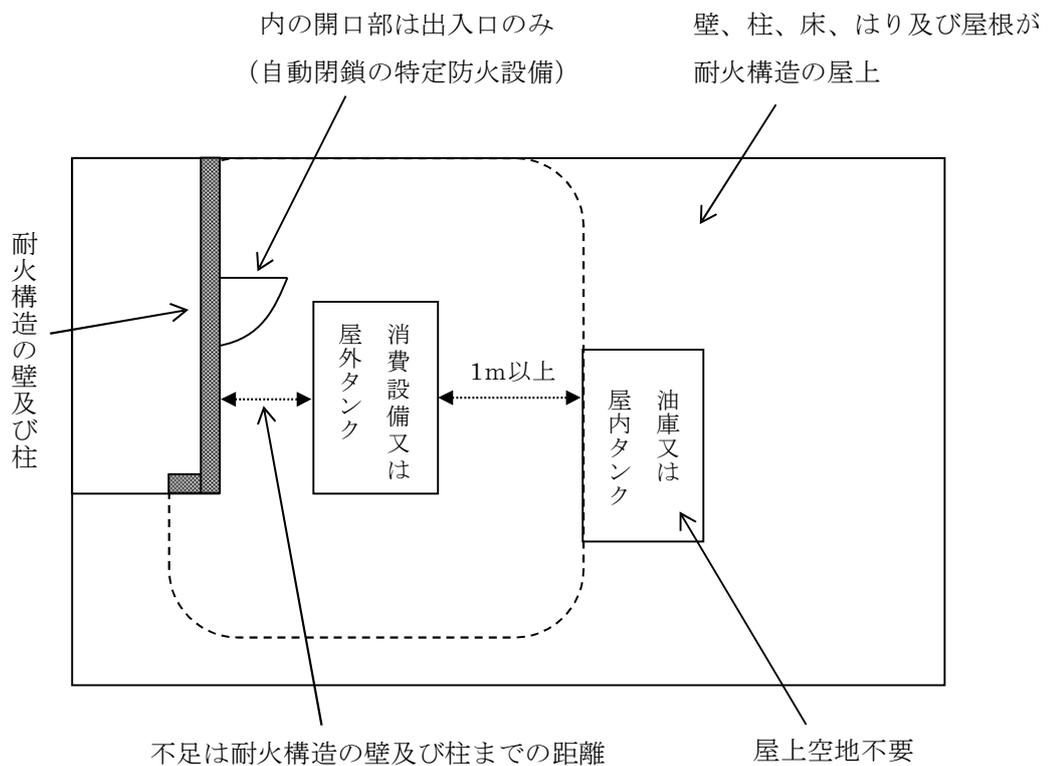
取り扱う危険物は、引火点が 40℃以上の第4類の危険物に限る



(図 36-4 屋上規制の例 1)

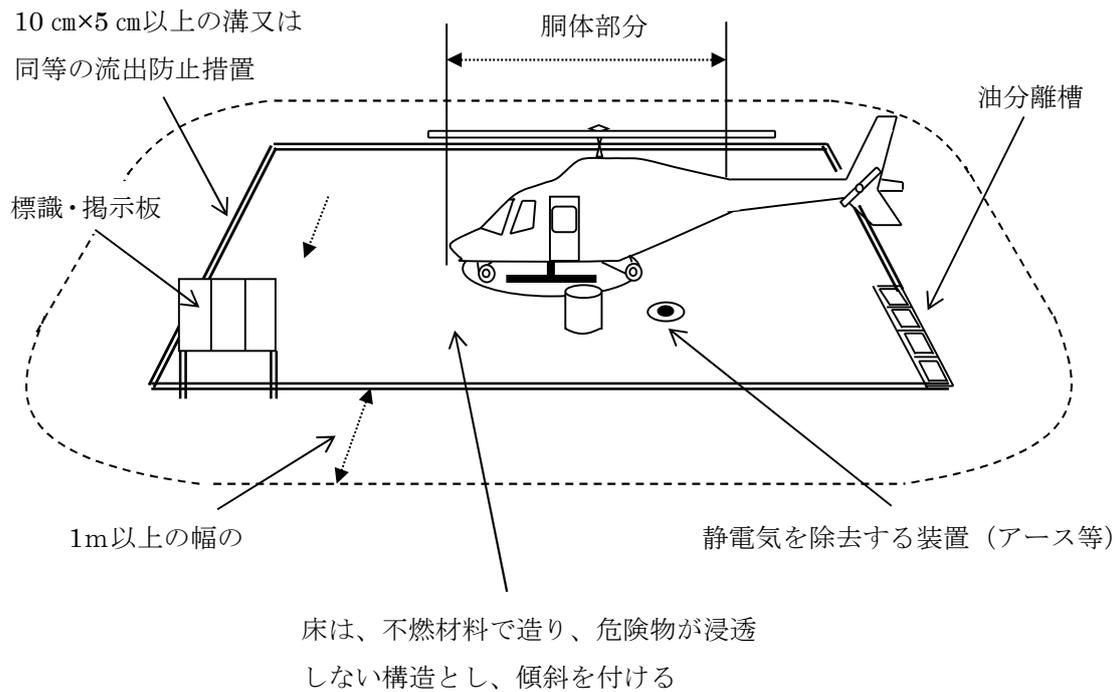


(図 36-5 屋上規制の例 2)



(図 36-6 屋上規制 航空機給油所)

〔 航空機の胴体部分をはみ出す給油、離発着できる広さ及び
航空機の荷重で損傷しない強度を有すること 〕



危険物を取り扱う設備（取り扱う危険物は、引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）のうち、次の各項に掲げる基準のすべてに適合する場合は、一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。ただし、同じ形態の危険物を取り扱う設備であれば、複数の設備を一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

([図 36-7](#)) ([図 36-8](#))

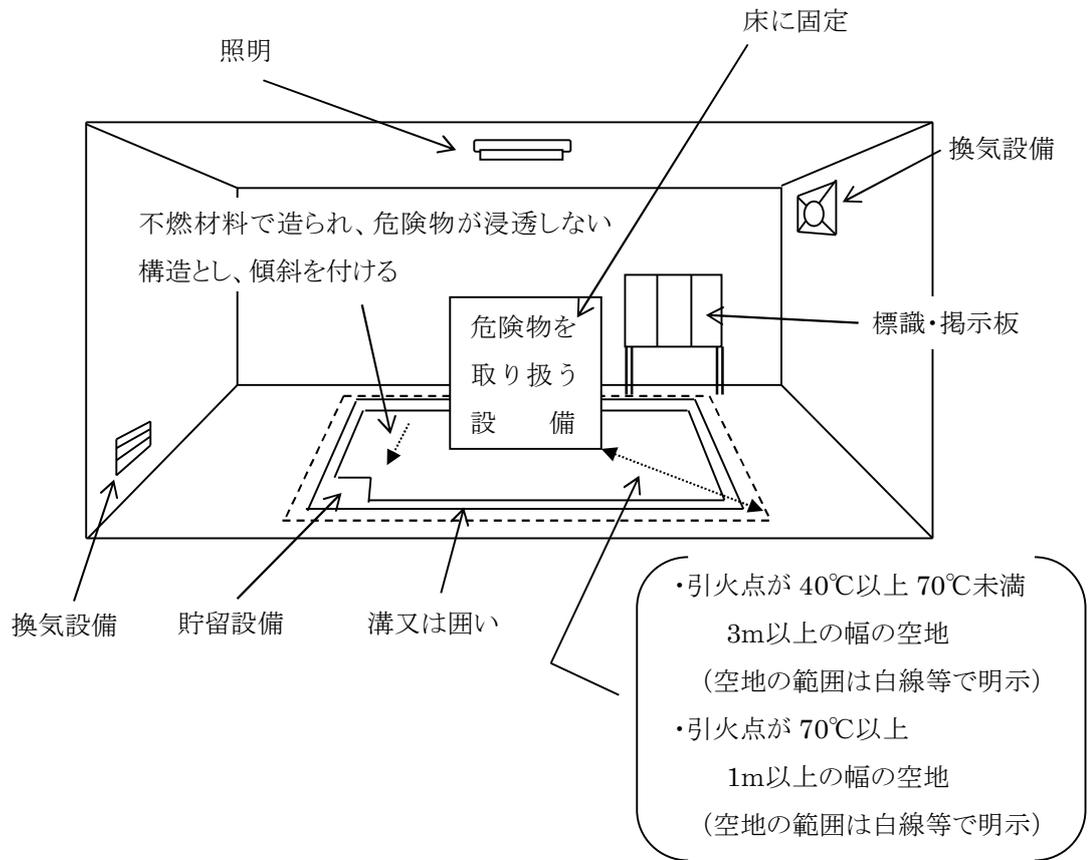
1 取り扱う危険物の引火点が 40℃以上 70℃未満である場合

- (1) 危険物を取り扱う設備は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅 3m 以上の空地进行を保有すること。ただし、他の形態の危険物を取り扱う設備と空地进行を兼ねることはできない。
- (2) 当該設備から幅が 3m 未満となる建築物の壁（開口部は出入口のみとし、防火設備とする。）及び柱が不燃材料であれば、当該設備から当該壁及び柱までの距離とすることができる。ただし、点検ができる間隔（0.5m 以上）を設けること。
- (3) 当該設備及び空地进行の範囲の床は、不燃材料で造り、危険物の流出を防止する措置を講じ、容易に消えない白線等で明示すること。
- (4) 条例第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 3 の 2 第 4 号から第 6 号の基準に適合すること。

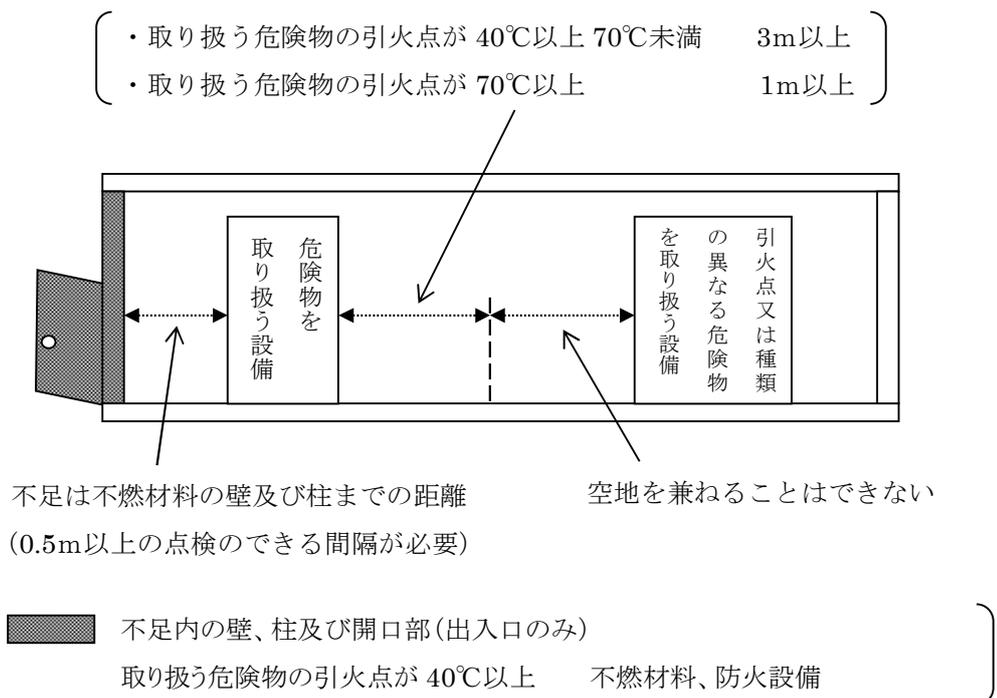
2 取り扱う危険物の引火点が 70℃以上である場合

- (1) 危険物を取り扱う設備は床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅 1 m 以上の空地进行を保有すること。ただし、他の形態の危険物を取り扱う設備とを兼ねることはできない。
- (2) 当該設備からの幅が 1m 未満となる建築物の壁（開口部は出入口のみとし、防火設備とする。）及び柱が不燃材料であれば、当該設備から当該壁及び柱までの距離とすることができる。ただし、点検ができる間隔（0.5m 以上）を設けること。
- (3) 当該設備及び空地进行の範囲の床は、不燃材料で造り、危険物の流出を防止する措置を講じ、容易に消えない白線等で明示すること。
- (4) 条例第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 3 の 2 第 4 号から第 6 号の基準に適合すること。

(図 36-7 設備規制)



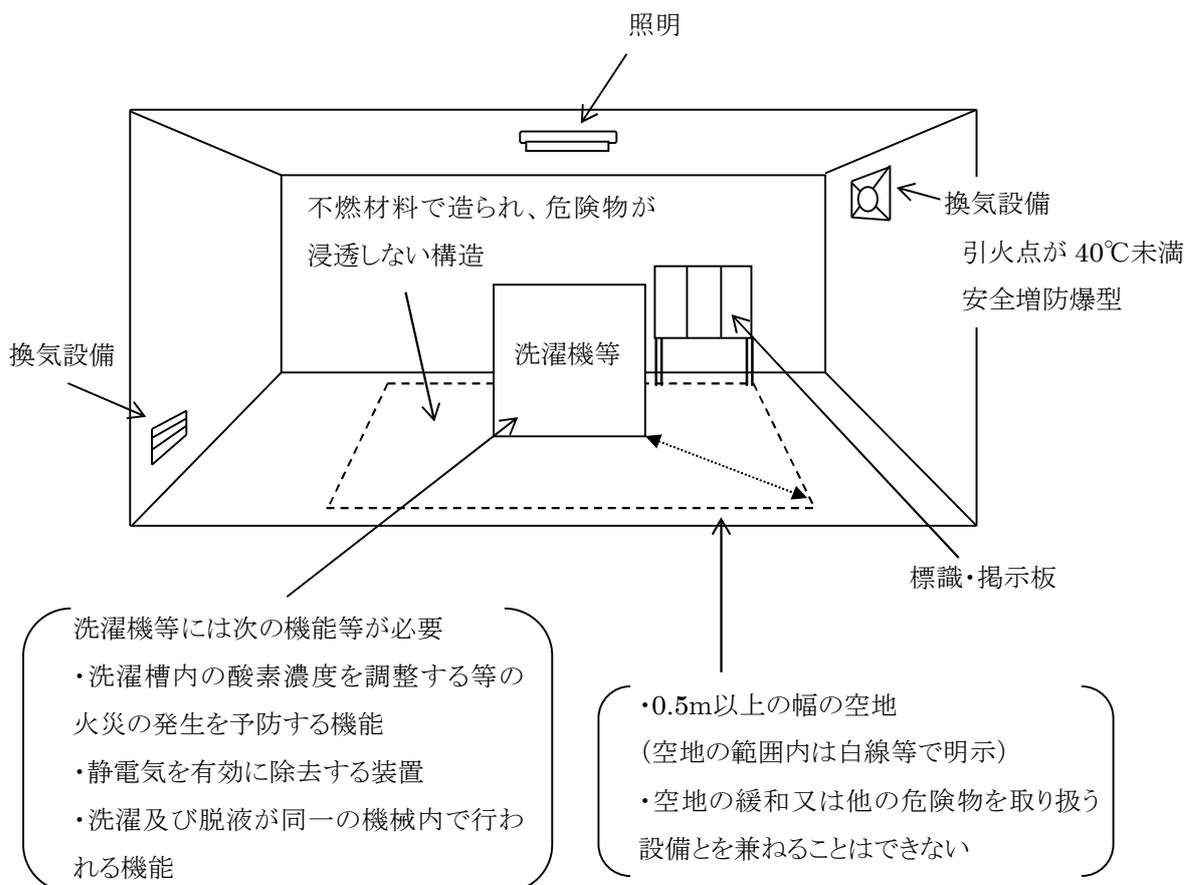
(図 36-8 設備規制の保有例)



ドライクリーニングによる少量危険物貯蔵取扱所は、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合は、一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。(図 36-9)

- (1) 洗濯機及び乾燥機（以下「洗濯機等」という。）は、周囲に幅 0.5m 以上のを保有すること。ただし、他の形態の危険物を取り扱う設備とを兼ねることはできない。
- (2) 洗濯機等及び空地の範囲の床は、不燃材料で造られ、危険物が浸透しない構造とし、容易に消えない白線等で明示すること。
- (3) 洗濯機等には、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 洗濯槽内の酸素濃度を調整する等の火災の発生を予防する機能を設けること。
 - イ 静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - ウ 洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能を設けること。
- (4) 条例第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 3 の 2 第 4 号から第 6 号の基準に適合すること。

(図 36-9 ドライクリーニング規制)



別記 11 第 6	(少量危険物給油所)
-----------	------------

給油による少量危険物貯蔵取扱所（以下、「少量危険物給油所」という。）は、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合は、一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

(図 36-10)

- (1) 少量危険物給油所は、周囲に 1m 以上の幅のを保有すること。
- (2) 少量危険物給油所は、自動車等が当該給油所からはみ出さずに安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。
- (3) 少量危険物給油所の床は、次によること。
 - ア 不燃材料で造り、想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
 - イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。
 - ウ 危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び溝を設け、かつ、火災予防上安全な場所に油分離槽を設けること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (4) 自動車等に給油する設備と少量危険物給油所の敷地境界線は、次の表に掲げる自動車等に給油する設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔を保つこと。ただし、耐火構造のもの又は不燃材料で造った高さ 2m 以上の塀又は建築物（2m 以下の高さに開口部がないもの）を同表に定める間隔を保つことができない部分を遮へいする範囲以上設けた場合は、塀又は建築物までの距離とすることができる。

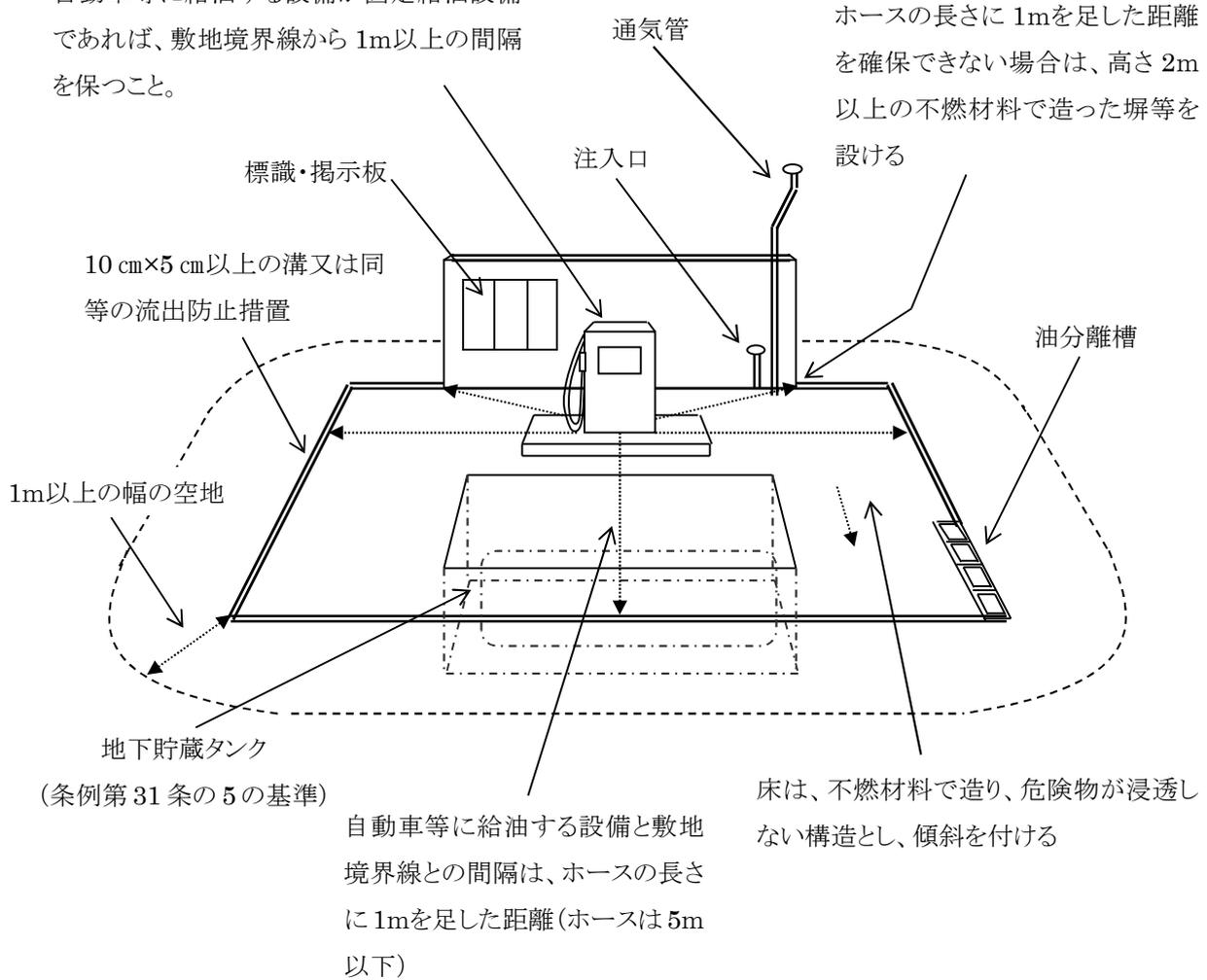
自動車等に給油する設備の区分		間 隔
懸垂式の自動車等に給油する設備		4m 以上
その他の自動車等に給油する設備	給油ホースの全長が 3m 以下のもの	4m 以上
	給油ホースの全長が 3m を超え 4m 以下のもの	5m 以上
	給油ホースの全長が 4m を超え 5m 以下のもの	6m 以上

- (5) キャノピー（屋根）の面積は、少量危険物給油所の敷地面積の 3 分の 1 未満とすること。
- (6) 危政令第 17 条第 1 項第 1 項で定める「固定給油設備」を設ける場合は、少量危険物給油所の敷地境界線から 1m 以上間隔を保つこと。
- (7) 地下タンクを設ける場合は、条例第 31 条の 5 の基準によること。
- (8) 条例第 31 条の 2 第 2 項の基準によること。

(図 36-10 少量危険物給油所 地下タンクを設けた場合)

〔 自動車等がはみ出す給油できる広さ及び自動車等の荷重で、
損傷しない強度を有すること 〕

自動車等に給油する設備が固定給油設備
であれば、敷地境界線から1m以上の間隔
を保つこと。



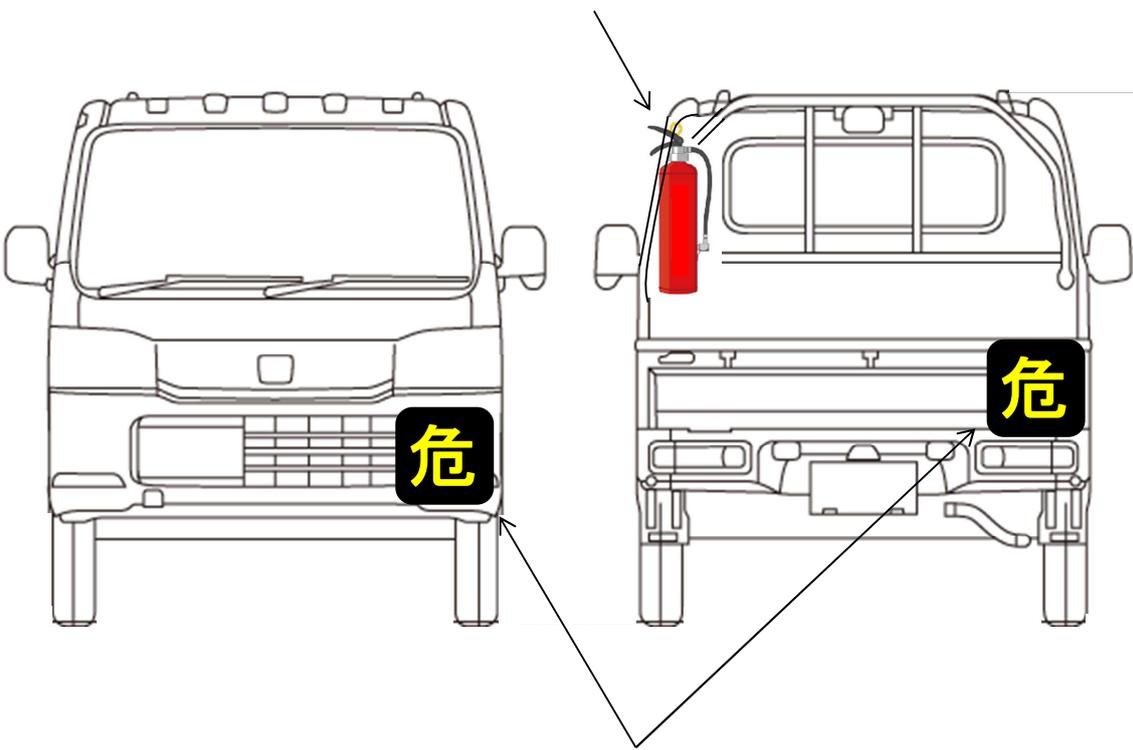
別記 12	(少量危険物運搬車両)
-------	-------------

少量危険物を運搬する車両は、次のように指導すること。(図 37) ◆

- (1) 車両の前後に条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号で定める「危」と表示した標識を設けること。
- (2) 運搬する危険物の消火に適応する第 5 種の消火設備 (10 型又は 20 型消火器) を設けること。
- (3) 法第 16 条で定める危険物の運搬基準に適合すること。ただし、指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合の基準は除く。

(図 37 少量危険物運搬車両の例)

危険物の消火に適応する第 5 種の消火設備
(10 型又は 20 型消火器)



0.3m×0.3m 「危」と表示した地が黒色、文字が黄色の標識

別記 13	(少量危険物貯蔵及び取扱いの届出書類) (少量危険物貯蔵及び取扱いの廃止の届出書類)
-------	---

1 少量危険物貯蔵及び取扱いの届出に係る書類（移動タンクを除く。）は、概ね次に定めるもののうち必要なものとし、正副2部提出すること。

- (1) 少量危険物貯蔵取扱い届出書
- (2) 工程表
- (3) 計算書
- (4) フロー図
- (5) 付近見取図
- (6) 配置図
- (7) 平面図
- (8) 立面図
- (9) 構造図
 - ア 建築物、隔壁等
 - イ タンク類
 - ウ 塔槽類
 - エ ポンプ類
 - オ その他の設備（機械類、安全装置及び計装機器等）
 - カ 基礎、架台及び配管ラック
 - キ 防油堤
 - ク その他
- (10) 設備図
 - ア 排水設備図
 - イ 換気、排出設備図
 - ウ 電気設備図
 - エ 接地設備図
 - オ 消火設備図
 - カ 警報設備図
 - キ その他
- (11) 配管経路図
- (12) タンク検査済証（写し）
- (13) 安全装置証明書（写し）

2 移動タンクの少量危険物貯蔵及び取扱いの届出に係る書類は、概ね次に定めるもののうち必要なものとし、正副2部提出すること。

- (1) 少量危険物貯蔵取扱い届出書
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図（常置場所図）
- (4) 外観三面図
- (5) タンク構造図
- (6) タンク固定図（Uボルト等）
- (7) 配管概要図
- (8) 安全装置構造図
- (9) 側面枠取付図
- (10) 側面枠構造図
- (11) 防護枠取付構造図
- (12) 底弁及び閉鎖装置構造図
- (13) 電気設備概要図
- (14) 注入ホース構造図
- (15) 静電気除去装置構造図
- (16) タンク検査済証（写し）
- (17) 試験・検査結果証明書
- (18) 車検証
- (19) 比重証明（ガソリン 0.75、灯油 0.8、軽油 0.85、重油 0.93）

3 移動タンクの少量危険物貯蔵取扱い届出書の受理は、最大貯蔵量と当該車両の最大積載量を確認のうえ受理すること。なお、最大貯蔵量の計算は、昭和36年11月25日 自車第880号に基づくものとする。

（例：350 kg積みの軽自動車で、灯油積み450ℓ未満積みの場合）

$$449.90 \times 0.8 \text{ kg/}\ell = \overset{\boxed{\text{一位以下切捨}}}{359.9} \text{ kg} \rightarrow \underline{\underline{350 \text{ kg}}}$$

4 少量危険物貯蔵及び取扱いの廃止の届出に係る書類は、次に定めるものとし、正副2部提出すること。

- (1) 少量危険物貯蔵及び取扱い廃止届出書
- (2) 届出済証
- (3) 紛失届（届出済証を紛失した場合）

第3章 附則

第15 附則

- 1 この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この運用基準施行の際、現に条例第46条第1項により届出がなされている少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備のうち、この運用基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、この基準にかかわらず、従前の例による。